

# 平成28年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成28年6月19日 日曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	小 林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	古 賀 信 雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企画財政課長	大 川 豊 文
地域政策課長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健康推進課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	山 中 美 由 紀
住民福祉課長	荒 木 俊 行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダム対策室長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

## 議事日程

- 第1 一般質問
- 第2 陳情第2号 「石木ダム建設中止を求める陳情」
- 第3 議会だより編集特別委員会報告
- 第4 議会広報広聴特別委員会中間報告
- 第5 議員派遣の件

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

**議 長** 日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問の通告者は10人であります。これから通告順に従って質問を許可いたします。まず、堀田一徳議員。

( 1 0 : 0 1 )

**6 番 堀 田** おはようございます。議席番号6番堀田一徳でございます。

質問を始める前に、平成28年4月14日、16日に熊本・大分の両県で発生した未曾有の地震で亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますと共に、被災者の皆様に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本町の災害対策について質問をいたします。本町でも水害により、過去に災害がっております。昭和31年8月27日、1時間雨量94.5ミリ、24時間雨量279.5ミリが観測され、床上浸水251戸、床下浸水550戸、平成2年7月2日には、1時間雨量74.3ミリ、24時間雨量348.2ミリを観測し、床上浸水97戸、床下浸水287戸の被害がっております。水害、台風、土砂災害と災害発生は突然起こり、備えが必要になります。川棚町地域防災計画では、防災関係の事業、整備を行い、災害を未然に防止し、被害を最小限に止める計画として策定をされております。本町の整備状況について次の点を尋ねます。

①防災計画、災害対策マニュアルは、実際に運用できるのか。過去の災害の検証やシミュレーション訓練を行い、実状を合わせた計画になっているのか。

②土砂災害、水害の災害危険個所は本町に28か所あり、住民への周知はできているのか。また、避難勧告はどの時点で出すのか。

③東京都が発行している防災ブックを、本町の実情に合わせて作成し、町民に配布できないか。

④町民一人一人が現在の居住地で考えられる危険性を把握し、危機管理は

まず「自助」という認識を持ってもらうよう啓発する考えは。

⑤災害発生時には、すぐに行政や消防の手が行き届くとは限りません。避難所に常備灯や発電機を設置できないか。

⑥大規模の災害が発生した場合の被害を想定し、物資の備蓄倉庫を計画的に整備を計っていくとしていますが。

⑦土砂災害、河川氾濫の状況を事前に知るため、重要なところに監視カメラを設置する考えはありませんか。以上、質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 皆様、おはようございます。

堀田議員の本町の災害対策はについてのご質問にお答えいたします。本町では、災害対策基本法第42条に基づきまして、川棚町地域防災計画書を策定いたしておりまして、総合的かつ計画的な防災の推進を行っているところでございます。そこでただ今議員からは、その整備状況について7つのご質問をいただきましたので、順次お答えをまいります。

まず①の質問であります。本町の地域防災計画書では、あらゆる災害に対応するための施策を示しており、この計画書に沿って防災に努めているところであります。特に気象台が発表する警報に対しましては、発表後ただちに警戒本部を役場内に設置し、警戒をすると共に被害の未然防止や軽減に努めているところであり、計画書通りの運用が出来ているものと、このように思っております。過去に発生した災害をふまえ、被災個所についてはこれまで復旧工事やその対策を進めて来ており、未施工個所についても順次対応していく考えであり、災害復旧工事施工後も継続的に改修をしていくこととしているところであります。また近年の気象状況等の変化への対応や水害に対する警戒水位の見直し等、防災会議でも検討を加えており、実情に則した計画となっているものと考えております。

②の質問の土砂災害や水害の危険個所の周知についてであります。平成20年に川棚川洪水ハザードマップを作成し、昨年は奥ノ川内溜池ハザードマップを作成しており、流域全体に配布し周知をしておりますが、全体的には町のホームページで町内全域の危険個所と避難場所の位置図を掲載し、周知をしているところであります。また避難勧告を出す時点についてであります。地域防災計画書第3章第5節の避難計画の中に定めておりますので、

後ほどお配りしております計画書をご確認いただきたいと思います。

③の防災ブックを作成し町民に配布できないか。との質問であります、今のところそのような考えはありませんが、昨年雨期を迎えるこの時期に災害や防災に関する記事を広報川棚に掲載し、周知をしておりますが、毎年このような措置をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

④の質問では、危機管理はまず「自助」という認識をもってもらうよう啓発する考えはないかとのご質問であります、特に「自助」の認識を持っていただく事に特化して啓発する事は考えておりませんが、各地区に自主防災組織を結成していただいておりますので、既に「自助」という認識は確実に町民の皆様の中に浸透しつつあると、このように思っているところでございます。今後ともそれぞれの地区の自主防災組織等と情報を共有し、連携していく考えであります。

⑤の避難所に常備灯や発電機を設置できないかとの質問であります、災害が発生し避難所を設置する場合は、町が資機材を配布する考えでありますので、その中で発電機や電灯についても臨時的に配備しなければならないと考えております。普段から避難所に設置する考えもあるかもしれませんが、通常の保守点検や機具の管理が行き届かない事もありますので、ご理解いただきたいと思います。

⑥の物資の備蓄倉庫の整備状況についてであります、本町における生活支援物資の備蓄につきましては、毛布を150枚備えているのみであります。また備蓄倉庫としては、所有しておりませんが、災害対策の資機材倉庫としてプレハブ倉庫4棟を設置し、災害に備えているところであります。

⑦の重要な箇所への監視カメラの設置についてであります、町で監視カメラを設置しているところは奥ノ川内溜池のみであり、総務課と農林水産課で当該溜池の状況をリアルタイムで確認できるシステムであります。川棚川の水位の監視につきましては、県の方で水位監視システムが設置されており、カメラはついておりませんが水位の情報が建設課で見れるようになっております。そこで、その他の危険箇所に監視カメラを設置する考えはないかとの事ではありますが、奥ノ川内溜池規模の監視カメラは高額であり、多額の財源が必要となりますので、現在のところ増設する考えはありませんが、再

度土砂災害危険箇所については、再度調査して今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁といたします。

**議 長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 今の町長の答弁で、川棚町地域防災計画書に基づいて運用が出来ているというふうな話でした。たしかに地域防災計画書を見ると、たしかに詳しく書いてあります。その中で2、3点質問をします。通告に書いてないかもしれませんが、災害危険箇所点検を行っていると思っておりますけど、その28カ所の重要危険箇所あたりを見てもらっている時に、関係する所の総代さんあたりには一緒に同行をさせてもいいのでは、と思えますけどどうでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** 毎年雨期を前に川棚町防災会議を開催しておりまして、その時は危険箇所を各委員に見てもらって、そして現状と今後の対策等についても認識を深めていただいております。それについては私も同行して確認をしている訳ですが、全体的には担当課の方で危険箇所を確認し、そしてその時に総代さんを同行していただく事については、私の方では把握しておりませんので、それぞれ建設課長、それから農林水産課長に答えさせますので、よろしく願いいたします。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** それでは私の方から建築課所管について、お答えをいたします。27年4月の総代会の会議の折りに、各地区の総代さんに土砂災害防止法に伴う基礎調査の実施について依頼をいたしております。現在、その調査につきましては順調に調査を進めてもらっているところで、調査の終了は今年9月一杯に終わる予定でございます。ただ県に確認したところ、全ての総代さんと同行しての調査ではないというふうに伺っております。どうしても必要な箇所についてお聞きをしたい場合は、総代さんの名簿をお渡ししておりますので、その中でお聞きをしているという事を伺っているところであります。

**議 長** 農林水産課長。

**農 林 水 産 課 長** 農林水産課の危険箇所の点検ですけども、今のところは担当課で点検を行っております。農林では特に危険な箇所としましては溜池が

ありますけれども、総代さんの方には、例えば溜池が少し崩壊の危険があるとそういった時には、一緒に見てもらおうというふうな形をとっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 危険が迫っているから見てもらおうという事ではなくて、事前に知ってもらわなければならないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 今危険が迫っているから見てもらうんじゃないかと、普段から監視をするという事でありまして、実は具体的に言いますと、例えば溜池の決壊等が懸念される場合は防災対策事業として溜池の改良整備を行っております。現在ではよっぽどの雨が降らなければ決壊するという状況の溜池はありません。したがって、通常からそういった監視をしていくという事は、必ずしも必要ではないんじゃないかと思っております。極端な豪雨の時には対応していくという事で十分ではないかと、私は理解をいたしております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 23年に私が防災関係で質問をした時に、溪流地区とか地滑り区域、急傾斜など県が調査しているので、それをもとにハザードマップを作成したいという答弁があつてましたけど、その後その調査あたりは、作成の方は進んでいるのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 先程言いましたようにハザードマップについては、川棚川それから奥ノ川内、それと長堤溜池、丸堤溜池、そういった所は図面で表示をしていますが、それ以外の個所については先程言いましたように、ホームページで危険個所を掲載しているのみであります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** ホームページで紹介をしているという事ですので、この防災ブックあたりにそういった副読本のような格好であるんですけど、そういったのを町としては作成は考えていないという事でしたけど、そういう中に危険個所とか配置図とかを入れて、川棚の実情に応じたものを作ってもいいんじゃないかと思うんですね。例えば先程言いました東京防災の方

は、こういうふうにはこれは東京の方ですので地震とかが主になっているんですけど、その他に救護の方法とか、避難の方法とか、あるいはちょっとした風水害の対応とか、そういうものが書いてあるんですね。だからホームページだけで紹介するよりも、ちょっとした冊子を作って町民の方に配布をした方が、町民の方々もよく分かると思うんですね。ただ6月前の川棚広報だけの紹介では、不十分じゃないかと思えますけどどうでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** ただいま議員から、ちょっとした冊子を作成して配布をしたらどうか、というご発言がありましたが、もう少し具体的にちょっと冊子とはどういう冊子なのか。再度質問をお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 気象庁が発表している冊子があるんですけど、自分で行う災害の備えとか、それから大雨が降りだした、台風が接近している、そういった時のためのちょっとした要点あたりを書いてあるんですね。それで雨の強さの降り方とか、風の強さと吹き方とかそういったものが書いてある。それは地域防災計画書の中に入っているんですけど、町民の人達は持っていない。そうすると、そういったものだけを抜粋して、冊子として配布したらどうですかと言っています。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員は最初、東京都の防災ブックを参考にしながらご発言されましたが、東京都と川棚町の状況、自然環境も含めて状況が違うわけですね。あるいは想定される災害もかなり違うと思います。そういった中で、どの程度の防災ブックを作っているかといいますと、費用対効果の関係から大変厳しいのではと思います。それから今、地域では自主防災組織が組織をされておりますので、その地域地域で予想される、あるいは想定される、そういった災害にどう対応していくかという事については、それぞれの自主防災組織の色々な会議の中で町の担当が出向いて行って、そして説明をして協力をいただく。そして行政と地域住民が同じ認識をもって、防災に努めるとそういった事が私は必要ではないかと思えますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 先程、東京都と一緒にのものを作れとは言っていませんので、川棚の実情に応じた、そして先程言いました、気象庁の大雨とか台風のそういったものを作ってほしいという事でしたので、東京都のこの冊子を作れという事ではありません。それと先程、備蓄倉庫の関係で毛布を150枚準備をしていると思えますけど、いきがいセンターに行って聞いたところ20枚あるかないかという話を聞いたんですけど、150枚というのはどこに備蓄をしているんですか。

議 長 町長。

町 長 総務課長に答えさせます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 堀田議員が仰られた20枚というのは、社会福祉協議会のみで持っているものでございまして、町で150枚は先程も言いましたプレハブ倉庫の中に備蓄をいたしております。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 わかりました。また同僚議員が24年の3月ですね。いきがいセンターに毛布、タオルケット、日用品の備蓄があり、分散する事は防災会議で見直したいというふうな答弁を町長はなされております。備蓄倉庫辺りを4カ所あってるんですけど、たぶん水害対応だろうと思うんですけど、町のハザードマップを見てみますと、水害になるような所が避難所あたりもなっているわけですね。そうすると、どういった所に計画的に備蓄倉庫を整備するというふうな考えがあったんですけど、今プレハブの4棟を用意してありますが、その4棟というのは敷地内であるのか、あるいは避難所の防災拠点になっているような所に置いてあるのか。その辺は4カ所はどちらに設置をしてあるんですか。

議 長 町長。

町 長 備蓄倉庫としてプレハブを4棟設置しておりまして、それは役場の中に設置をいたしております。以上です。

議 長 町長。

町 長 失礼しました。役場の中と勤労者体育センター、そして三越に1カ所ということでいたしております。

**議 長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 災害というと停電辺りが必ずあるわけですね。昔みたいに1時間とか、そういった長時間の停電はないと思うんですけど、停電時、そういった大雨、台風の時の庁舎での対応を、そういった集合あるいは訓練、そういった事をした事はあるんですか。

**議 長** 町長。

**町 長** 庁舎管理については、総務課長が主管課長でございますので総務課長から答弁をさせます。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** 今のご質問では、長時間停電時の対応の事だと思いますけど、役場の中には停電になった時に、その時点で電源が自家発電に切り替わるようなシステムを持っております。これについては、県との通信網を確保するのみの仕様でございます。庁舎を全体的に照明をつける事はありませんので、そういった場合には庁舎に備え付けております発電機、灯光器をもって、長時間の停電時の対応と、このようにいたしております。

**議 長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 川棚町地域防災計画書の今年度版が、新しく発行されましたのでそれに沿って町民の安全を確保するようにしていただきたいと思えます。以上で一般質問を終わります。

( 1 0 : 3 0 )

**議 長** 次に、久保田和恵議員。

**4 番 久 保 田** 議席番号4番、久保田和恵です。通告書に従い、一般質問を行います。まず初めに石木ダム建設事業についてお尋ねします。

5月11日、県は反対地権者13世帯の内残り9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収の土地について、県の収用委員会に裁決申請をいたしました。これにより反対している地権者の土地と家屋に対する裁決申請が完了して強制収用に必要な手続きは、収用委員会に委ねられる事になりました。そして6月10日、明け渡しを求めて提出されていた裁決申請が収用委員会に受理されました。しかし、ここに住んでおられる13世帯60人の方達は一貫してダム建設に反対し続けています。その理由は、この石木ダム事業がまったく不要な事業であるにも関わらず、川原の自然環境のみならず、川原

で生まれて現在に至るまで形成されてきた人々の社会生活と、また今後この地で築かれる予定であった人生を根底から奪うものであり、人々の生命、身体の安全、人々が人として生きる事、あるいは生命、身体の不安に怯えず平穩に生きる権利や良好な自然環境の中で生活を営む、または環境を享受する権利、憲法の保障する基本的人権を侵害する違憲な事業であり、土地収用法にも反する違法な事業だからです。4月25日、長崎地方裁判所4階401号法廷において石木ダム事業認定仮処分取消請求事件の第1回口頭弁論が開かれました。口頭弁論では、石木ダム反対の経過から長崎県の強行姿勢への批判、不要なダム建設、川原の自然の素晴らしさと、そこで暮らす権利の主張、日本で初めての居住地の収用の違憲性、計画から54年経っても出来ないダムを不要なダムである事などが当事者から訴えられました。このような中において、県は裁決申請を行ったのです。私は議員になった当初から石木ダム建設事業に対して、一貫して反対をし、5回の質問を行ってきました。今回も、次の点について町長にお尋ねします。

①2014年8月、反対地権者の方々が土地調書、物件調書の作成で川棚町長の立会い及び署名を求めた場合これを拒否し、収用裁決申請の手続きが進めない働きかけを要請されました。しかし、地権者の代理で署名、押印するものではない。書類に不備がないか、確認するものであって不備がなければ、署名すると言われダム室長が代理で行われました。今回も土地調書、物件調書の作成で川棚町の立会い、および署名を求められた場合、署名、押印されるのかお尋ねします。

②収用委員会が裁決した場合、家屋を含む土地は180日以内、含まない土地は60日以内に立ち退かなければなりません。反対地権者の方々は「土地は一粒たりとも渡さない。私達はこれまでどおり生活をつづけていくだけ」と固い決意です。最悪の場合強制収用になりかねませんが、その際これまでどおり起業者でないので答弁する立場ではない考えに変わりはありませんか。

③13世帯60人のくらしを公権力が根こそぎ奪いとる日本では初めてになるであろう違憲行為についてはどうお考えですか。お尋ねします。

④多くの町民は強制収用反対、ダムは必要かどうか再検討すべき、自然を壊してまで造るべきはないと思っています。さらに町民憲章では「私達は恵

まれた自然を守り、住みよい町を作ります」とありますが憲章の意味を尋ねます。

⑤白石保育所跡地を分譲して6世帯を本町に迎え入れようとしていますが、川原地区13世帯60名をふるさとから追い出そうとする行為は矛盾していませんか。お尋ねします。

2点目、福祉タクシー助成事業について尋ねます。本町には療育手帳の交付を受けている方や身体障害者手帳の交付を受けている方々に対して、社会活動の範囲を広め、心身障害者の福祉向上を図ることを目的として福祉タクシー助成事業があります。今年の4月には「障害者差別解消法」がスタートしました。利用の状況、周知の方法をお尋ねします。また、条件の中に「かつ車いすを常用」とありますが、この文言を外す考えはないかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員から2項目に渡ってご質問をいただきましたので、まず石木ダム建設事業についてのご質問にお答えをします。

石木ダム建設につきましては、今年3月定例会での平成28年度施策で申し上げます通り、川棚町にとりましても長年の懸案事項であり、町政の最重要課題の一つとして認識しておりますので、今なお反対されている13世帯の地権者の皆様に対しましては、事業にご理解いただき一日でも早く話し合いでの解決を願っております。このように述べたところでございます。なお、議員のご質問に憲法に違反してまでという表現がなされましたが、石木ダム建設事業は憲法のもとに制定された河川法に基づき認定された事業であり、憲法違反であるとは認識をしておりませんのでご理解をいただきたいと思えます。

そこで、①として土地調書、物件調書の作成で川棚町の立会いおよび署名を求められた場合、今回も署名、押印するかのご質問であります。これまでも同様の質問をいただき答えていますが、土地収用法では、土地所有者および土地関係者が、土地及び物件調書への署名、押印のための立会い要請について拒否された場合は、起業者が市町村長の立会いおよび署名、押印を求めなければならないと、このように定められているところであります。その法律において、この立会い人の署名、押印については土地所有者または関

係者の代理人ではないという解釈が示されております。市町村長のこの事務は、法定受託事務であり、市町村長がこの事務を怠るときには、都道府県知事は地方自治法の規定に基づき是正の指示を行うことができると、このようにも示されております。またその調書は土地収用法の手続きの流れに沿って、作成されたものであれば署名、押印すべきであると、このように解釈がされております。そこで土地収用法第36条第4項の規定に基づく立会要請書が3月16日と22日付で起業者である長崎県から提出されましたので、私が任命委任した担当職員が3月16日と25日に立会いを行い、手続き上問題がない事を確認し、署名、押印をしたところであります。

次に②についてであります。収用委員会が裁決した場合、その場合強制収用という最悪の状況になりかねないが、これまで通り起業者ではないという考えなのかというご質問についてであります。川棚町は起業者ではありません。起業者は長崎県と佐世保市であると、このように認識をいたしております。

次に③についてであります。国による事業認定がなされ、事業の必要性や公益性について法律上正式に認められているところであり、違法行為ではないと、このように認識をいたしております。

次に④の町民憲章の意味についてのご質問にお答えします。町民憲章とは、一つの自治体に住む住民が互いに横の繋がりをもって良い生活を築こうという考えを表したものであり、町民として誇りを持ち、自ら作った環境に責任を感じ、その文化遺産を尊重し、継承するという町民の合意や約束、願い事を表したものと、このように認識をいたしております。本町では、町制施行50周年を記念して昭和59年11月に作成されたものであり、その中の一つにご質問の中にありましたように「私達は恵まれた自然を守り住みよい町を作ります」というのが謳われております。この意味についてであります。全ての住民が川棚町の誇りである豊かな自然、さらには郷土を愛する心を大切にすることができる町作りを進めると共に、自然や文化など川棚町の本来もつ魅力を今後の町作りに十分活かして住みよい町をつくるという思いが込められているものと、このように理解をいたしております。

次に⑤についてであります。川棚町では平成27年度に策定した「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、若者の定住促進を図る事を目

的に町外からの若者の移住を促進し、定住人口を増やすことを目的として町有地白石保育所跡地を分譲する事としたものであり、石木ダム建設事業との関係はまったくない事業でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に福祉タクシー助成事業についての質問にお答えします。本町の福祉タクシー事業につきましては、ただいま議員が述べられたように在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合、その料金の一部助成する事で社会活動の範囲を広め、心身障害者の福祉の向上を図る事を目的としております。その補助対象となる在宅の重度心身障害者の範囲につきましては、療育手帳の交付を受けている方、身体障害者手帳1級又は2級の手帳の交付を受けている方のうち、車いすを常時使用している方、視覚障害者の等級が1級に該当する方のうち、所得税非課税世帯に属し、かつ当該世帯に介助者がいない方となっております。平成28年3月末日時点で、療育手帳の交付を受けている方は161名、身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方は299名、視覚障害者の等級が1級に該当する方は16名となっております。そのうち、制度上対象にならない方を除けば386人がこの事業の対象者となるようであります。議員ご質問のタクシーの利用状況につきましては、平成27年度が13人、平成28年度が現時点で7人となっております。また周知の方法につきましては障害者手帳の新規交付時や等級変更の交付時に一般社団法人長崎身体障害者福祉連合会が毎年発行する福祉ガイドに加え、本町のホームページに掲載している内容をまとめた案内チラシを配布し、周知を図っているところでございます。

次に議員ご質問の後段で対象となる方の条件として、在宅の重度障害者で身体障害者手帳の1級又は2級の手帳を受けている方のうち、車いすを常時使用している方の、「かつ車いすを常用」というこの条件を外す考えはないかのご質問につきましては、現在のところ外す考えはありません。何故なら本町と同様に福祉タクシー助成事業を行っている県内17市町を調査いたしましたところ、在宅の重度障害者の範囲を概ね身体障害者手帳の1級又は2級の手帳を受けている方としており、そのうち14市町で車いすの常用を条件とし、中には車いすの常時使用の場合を想定したもので、下肢体幹機能の障害に限定している市町も見受けられるようであります。また車いすの常

用の条件がない3市町のうち、2市町が自動車税の減免措置を受けている場合は、適応除外とする条件が別に設けられているようであります。したがいまして、本町の福祉タクシー助成事業の助成対象の要件が県内他市町と比較して、特に限定的な取り扱いをしているものではなく、また当初からこの事業目的を重度心身障害者で在宅の知的障害、車いすを常時使用する在宅の重度身体障害者及び重度の視覚障害者のタクシー利用を想定して取り扱ったものである事から、「かつ車いすを常用」のこの条件を外す考えはありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員。

**4 番久保田** 再質問を行います。1点目です。その土地収用法に基づいて3月16日と25日で立会いの下、署名、押印したと言われました。県の収用委員会というのは、その土地、建物、立木など目に見えるもので審理して補償金を決めると思っています。その私有財産にのみ、その補償金をつけていくものと思っておりますが、そこに住んでいらっしゃる方達の奪われるものは、お金に代えられるものではありません。ここで暮らしてこられた皆さんの文化や歴史、それから蓄積されてきた生活、故郷そのものが根こそぎ奪われます。またこれからどんな生活を送って、どんな人生を送るか築いていくであろう、これからの文化、歴史、そして豊かな自然、これらは一切含まれていません。少なくとも収用委員の方達よりは川原の住民の方達の事を町長はご存じだと思います。町に貢献して来られたお年寄りが亡くなられた。そこで今度はどこで赤ちゃんが誕生した、誰が小学校に入学した、卒業した、結婚した、このような歴史に少なくとも収用委員の方達よりは思い入れがあると思っておりますが、この16日と25日に立会いの下に署名、押印された。この時の気持ちはそういう事は頭も過りませんでしたでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 檀上で答弁をした通りでございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員。

**4 番久保田** 町長。ここに議長からの許可を得て、資料としてお持ちしました石木川の畔にて13家族の物語。この写真家の村山義明さんが撮影さ

れたのが冊子になっております。ここに川原で暮らされる方達の、この笑顔があります。ここにお年寄りの顔があります。それから去年生まれて新しい住民の赤ちゃんの手があります。そして、この中では川棚川で水遊びをしている少年達の姿、歓声が私達には聞こえます。そして、毎年開かれるホタル祭り。このことについて、町長はこの方達の暮らしや培ってこられた生業、歴史、文化、そういうものについても一切さっきの壇上で答えられたままだと、おっしゃいますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 今の最後に仰ったそういった暮らしや生業、そういった事については私も同じ町民でありますので、十分承知はいたしております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員。

**4 番久保田** 少なくとも、この収用委員の方達は外から見て金額をつけて行かれる訳ですよ。今住んでいる人達は目に見えるものだけではない。財産というのは。これまで川原の歴史はご存じですよ。戦争の前に土地を耕していた方を強制的に疎開されて、そして軍事の施設が色々できて、そして戦後また取り払われてまた出来て、そしてまた再建してこられた。そういう歴史を他所から入って来られた収用委員の方達にただ値段をつけさせて町長はどうも思われないのでしょうか。そして、収用委員が裁決した場合、家屋を含む土地は180日以内、含まない土地は60日以内に立ち退かなければならないとあります。ここに4月25日長崎地方裁判所でお読み上げられた地権者の意見陳述書があります。聞いてください。

34年前、1982年5月濃紺の服を纏った多くの機動隊が突然川原にやってきた。長崎県が機動隊を導入して実施した抜き打ちの強制測量でした。彼らは僕らの土地を測量し、杭打ちにやってきた。男も女も爺ちゃんも婆ちゃん達も腕を組んで座りこんだ。僕たち小中学生も自分の意思で座り込みに参加した。機動隊は容赦なく座り込みの大人たちをごぼう抜きにして力づくで排除した。それでも大人たちは歯を食いしばって震える手に力を入れて帰れ、帰れ、と力の限り叫び続けた。この時、七日間にわたりのべ140人の機動隊を導入して強制測量を行いました。

町長はこの時は、役場の町長ではない一般の職員として私は地区労に入って、この機動隊の強制測量に対して反対の立場をとられたと思います。町長

はこういう述べたような事に対して、このような状況にもしなった時、町長はどこにいらっしゃるのでしょうか。川原の住民の側に立っていらっしゃるのでしょうか、それとも県側の方から川原の人達を見てらっしゃるのですか、それとも町長の執務室にいらっしゃるのでしょうか。どこにいらっしゃるか教えてください。

(傍聴席発言あり)

**議** 長 傍聴席は静粛に願います。

**議** 長 町長。

**町** 長 まず、久保田議員色々仰ってますけど、基本的にはこの事業が憲法違反という認識の中で発言をされております。私は、必ずしもそうではないという立場で答弁をしております。そもそも久保田議員が仰いますように、日本国憲法では、第29条で財産権はこれを犯す事はできない。いわゆる国民の固有の権利として定められております。しかし、その29条の第3項には私有財産は正当な補償の基に、これを公共のために用いる事ができる。このような条文がありまして、土地収用法等につきましては、第3項の規定に基づいて法律が制定されているのではないかと、私はこのように理解をしております。そこで一般的に起業者が事業を実施する場合、土地が必要であれば、いわゆるその所有者と任意交渉によって話し合いが進められ、そして事業に協力していただいて、土地を起業者に譲り渡してもらう。ところが今回の場合は、八割の方はそういった任意交渉の中で手続きが進められましたが、あと二割の方がご理解いただいております。そこで、この個人の土地をいわゆる事業地として収用する場合は、二つ解決しなければならない問題があると思います。一つは公共のためになる事業であるかという事、もう一つは正当な補償がされている、あるいはされる事業であるという事、この2点だろうと思います。そういった中で反対されている地権者の皆さん方は、この事業が公共の為にならないという思いの中で裁判闘争をなさっている、というふうに聞いております。一方、起業者においては国に、この事業の正当性を申し立て、事業認定申請を行って、そしてこの事業が公共のためになるという事業認定の告示を受けております。そして、この告示を受けた事によって違法性はないというふうに私も現在判断をしております。そして次の問題は正当な補

償がされるべきであろうという訳ですが、これについては起業者で決めるわけにはいきませんので県の収用委員会で今正当である金額かどうかの判断がなされているものと思っているところでもあります。したがって、そういった状況の中にあるわけですので、久保田議員と私とのいわゆる基本的な考え方が違いますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

**議**            **長** 久保田議員。

**4 番久保田** 私と町長の間で基本的な考えが違うのではありません。川原の方達が、そういうふうになら思っているからなんです。公共の為の事業であるかどうか、それはないと思っているからです。あの事業認定の元々が、あれが違法性があると私達は思っています。それから正当な補償と仰ってますけど、川原の人達は一粒たりとも明け渡さないと仰ってるんですから、正当な補償を得られるわけがありません。先程言ったように、外見かけではない。中に含まれた多くの歴史や文化、あの方達が宝物とあってらっしゃるそういう事。それからあそこで今から育つであろう子供たちの未来、これはお金に代えられないものです。だから補償はできないんです。金額は決められない、私は思っています。そして1972年の7月29日に県と町は三集落の代表との間で、建設の必要性が生じた時には改めて地元住民の協議の上で書面による同意を受けた後、着工するという覚書を交わしております。これを踏みにじって蔑ろにして起業者でもないのならば、この起業者達に対して、こういうのがあるという自分の立場としての意思を表明というのはなさらないのでしょうか。その起業者でもないこの町の13世帯の人達がどうしてダムの底に沈められてしまわなければならないのか。川原の人達もわからないでしょう。川原の人達は納得いかないし、私も理解できません。この覚書を交わしていますが、これに対する町長は何とも思われないのでしょうか。それをお尋ねします。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 正当な補償が行われたいんじゃないか、というような久保田議員の発言でありましたが、これについては収用委員会で判断されるべきでありまして、私の方で答える立場ではありません。また、1972年の覚書については、資料をもってきておりませんが、今資料がありましたの

で、これは47年の7月29日当時の川原郷総代、それから岩屋郷総代、木場郷総代、そして川棚町長と覚書を締結をいたしております。実は、この締結については今でも効力はあるとの、ご発言でありますけども。これは当時の地元の郷総代との覚書でありまして、実施可能であるかを調査するため締結したという事で現在は、その結果については当時の地元郷三役に公表をいたしているという事で、現在は覚書の効力はないんだというふうに理解をしているところであります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員。

**4 番久保田** 覚書の効力というものは、ずっと続かないものですか。その当時、その当時でも今覚書を交わしても時代が変わって町長が歴代変われば、効力がなくなるとそういうものなんですか。私はそうは思わない。

次に移りますけど、13世帯60人の暮らしを公権力が根こそぎ奪い取る。これは日本で初めてとなる私は違法行為ではなくて、これを蛮行だと思っています。13世帯の60人が居住しているところを取り上げてまで作られた公共事業はご存じないって、前回の私の質問に対して自分は知らないと仰いました。長崎地方裁判所佐世保支部に継続している石木ダム建設工事などを差し止め、仮処分の地権者数これは裁判をしておりますが、全国に500名以上いらっしゃいます。原告がですね。これだけ多くの居住者、地権者、国民が石木ダムは不要であると、ふるさとを守ってくれ、それから今住んでいる人達の人権、財産、そういうのを奪わないでくれと立ち上がっています。全国の人がですね、石木ダム建設を注目しています。県にも佐世保市にも何も言わない、言いなりになっている町長の姿勢は本当に町も推進して、私にはわかりませんが経済効果があるとも聞きましたが、そういう事があっても全国で初めてとなる蛮行を私は波佐見町と東彼杵町を見て、川棚町よりも元気があるのは、波佐見町は鬼木の棚田とか、それから東彼杵町はグリーンツーリズムとか外国の人も来るような、そしてグリーンロードの競技をすとか自然を生かした町づくりをしています。私達は自然を破壊して、そして何を求めるんでしょうか。いま全国では、自然を大事にすると安倍首相も言ってます。そういう事に反する全国で稀な行為を、これからしようとなさっている町長の本心をお伺いしたい、そう思います。

**議** **長** 町長。

**町** **長** 今の議員が仰られたように事業認定の取り消し訴訟であるとか、そういった訴訟が行われております。しかしそれについては、係争中でありまして結論が出てない状況であります。そういった状況の中では現在の土地収用法で事業認定が告示をされている。そういった状況を見て判断すべきではないかと思っているところであります。

**議** **長** 久保田議員。

**4 番久保田** 状況を見てからでは遅いと思います。状況が出る前に町長として自分達の町の住民を守る。そういう立場に立ってほしいと思いますが、そういうお考えにはなりませんか。

**議** **長** 町長。

**町** **長** 檀上でも申しあげましたように、この事業につきましては川棚川の治水対策という事でも事業が進められております。地権者の方も8割の方が同意されております。それと現在でも川棚川の下流域にはたくさんの方が住んでらっしゃいますので、そういった想定される災害に対しましては河川管理者あるいは町もそういった対応をすべきであると、このような認識の元でこの事業の推進をいたしております。

**議** **長** 久保田議員。

**4 番久保田** 川棚町の治水対策と仰いましたけれども、川原で県と佐世保市長が同席した中で町長もはっきりと聞かれたと思います。私の質問にも聞きましたと言われました。治水対策は今の河川工事が改修した時点で、治水に対するこれまでの戦後起きたような洪水は起きないと仰いました。そして、川棚川の下流の人達はダムが出来たことによって、そして想定以上の雨が降って石木ダムが放流した時の恐ろしさ、水に浸かっている以上に石木ダムから放流されれば、私達の家は完全に浸かってしまう。私達はダムが出来るのは反対です、と下流の人達は仰ってますよ。そして、町民憲章ですけども、これを町長が石木ダムを進められるならですね、この憲章は書き替えられたらいいと思います。自然を守るっていう、この恵まれた自然を守るという事にはなっておりませんので、これを推進される時点でこの憲章は書き替えるべきだったと私は思っております。その白石地域に分譲して6世帯を本町に迎える事と石木ダム建設は関係ないと仰いまし

たけど、関係あると思いませんか。私は6世帯を招き入れて13世帯が故郷から追い出される。東日本大震災の方達も、熊本大震災の人達も、口永良部島の人達も皆さん故郷に帰りたいんです。それを今、このまま進めば13世帯の方達が散り散りバラバラ、コミュニティーを崩してどこに行かれるか。私はそれが心配です。だから石木ダムと白石保育所の6世帯を招く事は関係のない事ではないと思いますけど、どうでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 私が考えている故郷というのは川棚町を考えておりまして、そして議員が今散り散りバラバラになるという話をされましたが、県としては代替え宅地を造って交渉をされて、今日まで来ている訳ですので、そういういった何を根拠に散り散りバラバラになると仰っているのか、この根拠がわかりません。

(傍聴席発言あり)

**議**            **長** 傍聴席の方は、静粛に願います。

**議**            **長** 久保田議員。

**4番久保田** 代替え地を提供された。8割の方が移られた。8割の方が全部残っていると思いませんか。あそこ残ってらっしゃらない方もいらっしゃいますよ。そして8割の方が移られた2割しか残ってられない。2という数字を低く評価されてるのではないですか。13世帯の60人ですよ、そして新しい命も誕生してる。お年寄りが川棚町に貢献した人達が亡くなるまで、この事で心を痛められてずっと亡くなるのを待たれてるんじゃないかと思っているんですね。県も市も。それに対して町長が何も仰らない。せめてですね、あの川原で県知事が言ったように反対地権者の方達と話をするという、あそこで約束をしたその事だけをどうぞ約束を果たしてくださいと言えないんですか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 先程の答弁ですが、議員からは町長は13世帯の皆様を町外に追い出そうとされているという発言がありましたので、いやそうではない、代替え宅地を用意されております。先程の中で代替え宅地には8割の方全てが入居されていない事については私も承知しております。中山であったり、あるいは中組であったり、下組だったり、それぞれ自分のご都

合で移転先は決められているわけでありまして。決して私が13世帯の方を町外に追い出そうと気持ちは全くありませんので誤解のないようにお願いいたします。

**議** 長 久保田議員。

**4番久保田** 町長は見放すんですよ、13世帯の人達を。そして、あの方達は今の所から動きたくないんです。県がどんな土地を提供しようとそこに愛着をもった気持ちで移られる、そうお思いですか。私はそうは思いません。あそこにおいて4世代も暮らしてらっしゃる人達がいる。理想ですよ、これは。だんだんと小さい世帯になっていく状況の中で、川原の人達は3世代、4世代が暮らしてらっしゃる。あれは本当の日本の基本的な形ではないですか。そして故郷を住み続けてあそこに暮らしていきたいというこの人達の気持ちを追い出すんです。川棚町から出ないかもしれないですよ。代替えのところに住まれるかもしれない。だけど、私は気持ちは今のままではないと思います。町長から見放されるんですよ。そこを言うんです。本当に生涯川棚町で住みたいと思ってらっしゃるかどうかなという事を私は言っているんです。追い出すとは、私が言葉の使い方が悪かったなら訂正しますが、気持ちとしては町長はあの方達を追い出すことになる。私はそう思いますが、町長と私の考えは基本的に違うので、どこまで行っても平行線ですよ。情けないです。私は起業者よりも町長は町民の側に立ってほしい。どこまで行っても自分が守るといってほしい。もし、行政代執行になった時に町長はどのような顔で川原の人達を見ますか。この事はすれ違いですのでこれ以上は言いません。

最後に福祉タクシーの事に移ります。やっぱり障害のある方達はですね、オリンピック、パラリンピックというように社会進出が今大いに叫ばれているところですね。それで先程言われた対象者の数とそれから利用している数の乖離、それを手帳を配布する時とか、そのホームページで知らせてるとか、その見れない人もいますから、どうしようもありませんよ。そして、調べてもらったところ、25年の実績は21人、26年が17人、27年が、その時には15人と聞きましたけど先程13人とと言われて、28年は7人と仰った。どんどん、どんどん減っております。社会進出と言いながら、この方達にもっと社会に出てもらうためには周知徹底してもっと配布が

行き渡るようにしてほしいと思います。そして、その車いすの常用、ここは廃止してもらいたいと思います。在宅でその車いすを持っている人ってなればですね、もっと川棚町に車いすが出て行って活躍している姿が見えると思うんですけども、そういうふうにも見えませんので、このタクシー券はもっと発行して、発行する努力をしてもらいたいと思いますがどうでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** まず、条件につきましては先程言いましたように他市町のものとは比べて特に劣っている制度ではないと、こう判断しておりますので、現時点ではそれを撤廃する考えはありません。それからもう一つ、対象者が386人いらっしゃる中で利用者が少ないという現実も私も把握しておりますが、これについての周知の方法について担当課とも今協議しておりますが、これについては善処していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

**議**            **長** 久保田議員。

**4 番久保田** それでは車いすを常用という事を外す考えはないという事を確認します。以上で終わります。

( 1 1 : 2 0 )

**議**            **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

次の会議を、11時30分からといたします。

(…休憩…)

**議**            **長** 休憩前に、引き続き、会議を開きます。

( 1 1 : 3 0 )

**議**            **長** 次に、福田徹議員。

**1 2 番福田** おはようございます。12番、福田徹。

通告に沿って、2問、山口町長へ質問をいたします。まず、1問目の熊本地震の教訓を本町の防災にどう活かすのかについて質問いたします。

約2ヶ月前の、今年4月14日、16日に発生した熊本での地震は、大分県にも震源地を広げ、5月末時点で死者49名、住宅の被害棟数11万件を

超えるなど、阪神淡路大地震、東日本大地震同様に、建物の倒壊や社会インフラなどの損壊などの甚大な被害を及ぼしました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りすると共に、被災された方にお見舞い申し上げます。そして昨日、夜8時46分頃には、また熊本県熊本地方でマグニチュード4.5、震度4の地震が発生するなど、いまだに余震が続き、避難生活も長引き、住民生活に多大な影響を与えています。今回の地震は、比較的災害の少ない川棚町の住民にも大きな不安と教訓を与えました。まだ被災地では、地震直後であり、災害対策復興への取り組みが始まったばかりではありますが、災害への備えの重要性を再認識すると共に、各自治体の対応を教訓として、これからの本町の防災、及び災害対策において大いに参考しなければならないと思います。先日の定例会初日の町長の行政報告にありましたように、川棚町では災害が九州内の近隣でもあり、益城町、阿蘇市、宇土市、宇城市に救援活動に職員を派遣し、給水や避難所の運営などに支援を行っております。その対応を評価すると共に、派遣された職員の方のご苦勞に敬意を称するところであります。これまでの報道や派遣報告などを受けて、現状での本町の防災、災害対策について、どう考えているのか。4月の地震発生以降の思いを町長に尋ねます。また熊本地震発生後の、報道によると避難場所における避難所運営に、これまでの経験のない出来事とはいえ、救援物資が必要なところに行き渡らなかつたり、滞つたりする等、現場では相当な混乱が生じたように聞いております。つまり、災害時の避難者への対応は、行政だけでは手が回らないではないかと思われれます。そこで、本町で全地区の設立を図ってきている自主防災組織、地域見守りネットワークとの関わりが、災害時には重要になってくると考えます。これらの組織とどう連携を図っていくように考えているのか、町長の考えをお尋ねします。

次に2問目の地域おこし協力隊による、栄町空き店舗対策について質問します。本年度当初予算において、地域おこし協力隊員を1名増員し、栄町の空き店舗対策を担っていただくような説明でありました。そこで次の三点について、町長に尋ねます。

① これまでも栄町商店街の空き店舗対策が議会で話題になった事がありますが、そもそも栄町商店街の空き店舗が利活用ができるような状態にあるのか、これまでの取り組みと共に尋ねます。

②地域おこし協力隊が、国の制度として発足した目的からして、どういう活動を期待しておられるのか尋ねます。

③地域おこし協力隊の方が、本町に新しい風を吹き込み、3年後に川棚町に定住していただくことが理想と思っていますが、活動の成果や3年後の商店街をどう期待し、描いているのか尋ねます。以上、壇上での質問といたします。

**議 長** 町長。

**町 長** 福田議員のご質問にお答えします。2項目に渡って質問をいただきましたが、まず熊本地震の教訓を本町の防災にどう活かすかの質問についてお答えをいたします。

本町における地震対策につきましては、川棚町地域防災計画書の地震対策計画で定めているところではありますが、仮に本町で大規模な地震が発生した場合、基本的に町民の身体、生命を守る事が最優先であり、地震発生直後は建物から離れた公園や空き地への避難誘導が最初にとられなければならない行動であると、このように思っております。そして、発生直後の避難誘導活動は職員だけで対応する事は到底不可能であり、地域や地域住民が協力し合って、避難する事がもっとも重要であると、このようにも考えております。地域の地形的な事や地域の状況を把握しているのは、地元住民の皆さん方ですので、緊急事態が発生した場合は地元で組織する自治会を始め、自主防災組織や地域見守りネットワークの組織が主体となって避難誘導に手助けしていただくことが、災害時における最大の手段と考えております。

そこで議員から避難所の運営に関し、自主防災組織と地域見守りネットワークの関わりをどう考えているのかとのご質問であります。避難所の運営は熊本地震でも報道されましたように、他の市町村職員に応援を受けながら運営したようでありますので、町の行政だけの運営は困難であると、このように想定いたしております。先程、議員からも述べられましたように、熊本地震の災害支援に職員を派遣したわけではありますが、その派遣した職員の報告では、他人との共同生活故、発生する避難所での秩序の乱れや、プライバシーの欠落による人と人との関係が保てないなどの問題や、支援物資の搬入、搬出、仕分け、衛生面ではトイレの管理やゴミの問題など、平常時

では考えられない状況になっているとの報告を受けております。このような中、中心をなして避難者をまとめていたのは町内会長をはじめとする、地域のリーダーであったという事であり、自主防災組織及び地域見守りネットワークの組織も共に総代さんを中心とした組織であり、組織内の意思疎通も十分できる方々ばかりでありますので、それぞれの立場でご支援ご協力をお願いしたいとこのように考えております。

次に地域おこし協力隊による、栄町商店街の空き店舗対策についてのご質問にお答えいたします。地域おこし協力隊員は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において都市住民を地域おこし協力隊員として委嘱をし、地場産品の開発など地域おこしの支援や地域協力隊活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みで全国の673自治体において、2625名の隊員が現在様々なテーマで活動をいたしております。川棚町においても、平成27年度に観光振興及び農業振興をテーマに2名を委嘱し、これまでソーシャルネットワークサービスを活用して、イベントなどの町の情報や活動状況の発信、農産加工品直売施設の整備、運営への協力、商工業者の協力でクジャクに特化したグッズなどを開発し、その販売のために大崎公園において期間限定のショップをオープンするなど、これまでにない様々な取り組みで町の活性化を図ると共に、その取り組みがテレビ、ラジオ、新聞などに度々取り上げられており、川棚町のイメージアップに大きく貢献しているところでございます。そして本年度は、商業振興をテーマに町の活性化を図るため、新たに1名を採用する事で募集を進めているところであります。

まず①の、そもそも空き店舗が利用、活用できる状態にあるのか、これまでの取り組みはとのお尋ねであります。本町のマスタープランである第5次川棚町総合計画やその他の商店街に関する計画において商店街の活性化や空き店舗対策が課題としてあげられ、これまでは100縁翔店街などの消費者を各店舗内に誘導するイベントや店舗の魅力を高める取り組み、空き店舗を交流施設などに再活用する取り組みなどを商工会が中心となって行っており、しかし、空き店舗の事業を進める上で、対象となった空き店舗の情報収集は行いましたが、商店全体の空き店舗の状況については、これまで詳しく調査した経緯がない事から昨年12月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では安定した雇用の創出を基本目標の一つに掲げて、空

き店舗を活用した起業者に支援する事業や、空き店舗の情報収集など積極的に取り組むこととしたところであります。したがいまして、お尋ねの空き店舗が利活用できる状態かにつきましても、当該事業の中で今後調査する事になりますのでご理解を賜りたいと存じます。

続きまして②の地域おこし協力隊の制度の目的から、どういう活動を期待しているのかとお尋ねですが、採用された職員のこれまでのスキルや考え方で、隊員自らがその活動方針を決めていく事となります。したがいまして、まずは商店街とのパイプ作りや空き店舗を含めた情報収集を行っていたら、どんな活動ができるか検討していただくことになり、その後具体的な活動が始まるものとお考えに思います。これまでの空き店舗をテーマとした取り組みの事例としては、カフェや飲食店などのオープンを目指す取り組みが多いようであり、本町におきましても空き店舗を活用して起業などの空き店舗を一つでも解消するような取り組みができればとお考えに期待をいたしております。

③の活動の成果や3年後の商店街をどう描いているかとお尋ねですが、地域おこし協力隊の導入の目的は、地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る事でありますので、本町の隊員も商店街に関する様々な取り組みから、3年後は自立するために商店街において起業するなどをして仕事を作り、本町に定住、定着する事が成果であろうとお考えに思います。また3年後の商店街では地域おこし協力隊の活動や総合戦略の推進により、空き店舗が少しでも解消されている事を期待しているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 2 番 福田** 堀田議員の中でも出てきました防災計画、川棚町の防災会議が先日開かれたという事で見直しをされた分等の資料をいただいておりますが、今回の熊本地震をふまえての発言等とか、何かご意見があったのか、お聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 先程言いましたように、熊本の震災に対する職員の派遣支援の事については、こちらから説明しましたが、特に各委員からの質問はありませんでした。以上でございます。

**議** **長** 福田議員。

**1 2 番 福 田** 避難所運営にあたっては、地域のリーダーという事で先頭に立っていただくのが地区の総代さんであり、設立をされている自主防災組織、地域見守りネットワークの方々だろうとお話がありましたが、川棚町で職員の地区担当者がありますよね。そういう方が災害時には、先程言われたように他所から職員を派遣してもらい、支援してもらえないのかなというのは分かりますが、その地域担当者の方が自主防災とかそのようなものにも関わられるのか。そういう役目があるのか、お聞きしたい。

**議** **長** 町長。

**町** **長** 議員の質問の意味がよく理解できておりませんが、地区担当職員を置いた目的というのは議員もご承知の通りでありますので、ここでわざわざ述べませんが、もしそういった要請があれば当然話し合いの中には参加をさせてもいいというふうに思っております。地震が発生した時の初動態勢が一番問題になりますので、そういった時点ではやはり町の職員としての初動のための仕事がありますので、地区担当職員だから各地区に行けという事にはならないと思います。以上でございます。

**議** **長** 福田議員。

**1 2 番 福 田** 初動対応には、無理だろうという事は私も理解しますが、普段おいての防災対策等の検討するにあたっては、町職員の地区担当の方、要するに地区の事情等を把握していただいている方に入っていただければなんと、行政側の防災担当者だけでなく、そういった方が入った方がいいじゃないかと、助言をいただく分で、思うんですがそこについてはどうでしょう。

**議** **長** 町長。

**町** **長** ただいまの議員からのご提案につきましては、今後協議検討をしてみたいと思います。以上でございます。

**議** **長** 福田議員。

**1 2 番 福 田** 先程から出ております、川棚町の防災計画書の中におきまして、町指定の避難所が18カ所、合計で4170人の収容規模となっております。その中で、そういうふうな項目の資料の中には施設の管理者が、学校であれば校長先生とかなっております。しかし、いろんな地区公民館

になってきますと、自治会の総代さんのお名前があがってきております。そこでそういった18カ所の中で自治会長さんが管理者になっておられまして、そこには複数の地区の方が避難されて来られると思います。だから、その運営にあたっては普段から近隣の総代、そこに集まって来られるだろうと予想される地区の総代さん達と、普段から連携が必要じゃないかなと思います。その点についてはどうお考えでしょう。

**議** 長 福田議員。

**町** 長 各地区の総代さんは、それぞれ地区ごとに総代会をお持ちになっておられて、そしていろんな機会をとらえて会合をもたれております。今回やはり熊本地震が発生して川棚町においても、地震が発生するんじゃないかと想定されますので、今やっとそういった認識が町内の住民の皆さんに深まったのではないかと思います。したがって、この地震対策については、これから熊本地震の事を参考にしながら、総代さん等と協議して議論を深めていきたいとこのように考えております。

**議** 長 福田議員。

**1 2 番 福 田** これから大規模災害における連携というものについても協議されるという事ですが、自主防災組織、今のところ単体の自治会ではないかと思いますが、やっぱりそういうふうな連携した避難所運営とか避難誘導とかそういったものができるような組織の規約といいますか、町の方でこういうふうな連携といいますか、動き方というようなものは指導といいますか、そういうふうな訓練等をお願いするとか、そういう考えは持つべきではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 今のご意見参考にさせていただきます。今の自主防災組織は残念ながら全地区に組織されておられません。まずは、全地区に組織をしていただくという事が先決ではないかと思ひまして、そのようなところに力を入れていきたいと思ひます。そして、全地区そういった組織が制定されますと、例えば総代会においても年何回か総代さんで集まっての会議がありますので、当然自主防災組織につきましても、その代表者の皆様に集まって連携が取れるような、そういった会議を持つべきだろうと考えておりますので、そういう方向で進めて参りたいと思ひます。

**議** 長 福田議員。

**1 2 番 福 田** わかりました。連携をとって、万が一に備えていただきたいと思います。二番目の地域おこし協力隊の分での質問をさせていただきま  
す。現在2名の方が熱心に活動されているということを町長も高い評価を  
もって見ておられるのかなと思います。そこで、今募集をされている3人  
目の方ぜひ応募があってほしいものですが、その先程は地域おこし協力隊  
員自らが自分の活動というのは考えて行動するというふうな事でしたけど  
も、町が思っている狙い、そういったものをまずされるんだろうと思いま  
す。その一番大きな項目が栄町商店街の空き店舗解消というふうに思いま  
すが、それに対する隊員が動きやすい体制、それを作っていくためには町  
独自の補助とか、そういった研究とか、やっぱりいきなり来られていろん  
な制度とかあるので、そういう協力隊に対するレクチャーと言いますか、  
そういった中でこれまでの空き店舗対策での有効な事例とか、そういった  
ものも調べておいてお願いをすべきではないかなと思いますがどうでしょ  
う。

**議** 長 町長。

**町** 長 まず地域おこし協力隊につきましては、総務省の制度であり  
まして都会で暮らす、あるいは暮らしている者を地域に派遣し、そして地  
域の活性化を図ろうという事で、国が3000人程度を目標に今でも募集  
を進めております。現状では中々その希望者が選定できないという状況に  
なってきております。そういった中で、この地域おこし協力隊というの  
は、自分の経験を生かしてその町にあった何ができるか、自分自身で考え  
て、そして自分で活動していくというのが基本でございます。ただし、ゼ  
ロからのスタートでは活動しにくいでしょうから、観光振興あるいは農業  
振興、そして今回は商店街の振興という事でそれに特化して、そういった  
適任者を探しているところであります。そして、もし決定をしたならば当  
然現状の事について、きちんとレクチャーをして活動を始めてもらうとい  
う事は当然だろうと思います。

**議** 長 福田議員。

**1 2 番 福 田** 空き店舗対策の質問の最初に戻りますが、利活用のできる状  
況にあるのかということで、その特定空家に該当をするような物件がある

ようではないかと思いますが、そういったものを解消するのが行政側として先にやっていただければと思いますが、その対策はどうでしょう。進んでますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 地域活性化と特定空家問題はちょっと別というふうに理解しているんですが、栄町商店街を対象にして議論をしておりますので、栄町商店街の中にもそういった空家がありますので、これにつきましては、今早急に取り組むように、これは総務課の所管でありますので、取り組んでいるところであります。そして、やっぱりこの川棚町の活性化を図るためには駅前商店街が活発にならなければいけないという思いがありますので、ぜひこの事業に期待をしておりますが、冒頭議員からお尋ねのあったこれまでの調査がまだ十分に出来ておりませんので、先程言いました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で十分な調査をして、そしてその情報を地域おこし協力隊に提供したいとこのように考えております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 2 番 福田** 栄町商店街の将来像を考えた時に、第5次川棚町総合計画の中の商業の振興の中で、栄町商店街の空き店舗対策を進めると共に、高齢化の進行を考慮し、住民の日常生活を支える地域に密着した店舗作り、商店街作りが必要となってくるというふうな認識で書かれております。栄町商店街の空き店舗対策として先程、町カフェそういったものが他所の自治体では多いとかいうふうな事でしたけれど、高齢者だけではありませんがコミュニケーションを活発化させれるような居場所、それとかクリエイティブな何か作り出すそういうふうな起業を求めるとか、そういうふうな何かこう、町をどういうふうな方向性といいますか、理想といいますか、町長としてはどういうふうな店舗に、というふうな思いがあらればお聞きしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 基本的には、現在シャッターが閉まっている商店がありますので、そこをなんとか活用をしたい、そういうふうな状況になってもらいたいと思っております。そういった中で、もちろん議員のご承知のように

商店街の店舗には家主さんが二階に住まわれたりと、その一階だけの利活用ができるかどうかの課題もあります。そういったものも今後調査をしていかなければと思っております。そして先程、高齢者が集う街にという事で町カフェの話もありましたが、国の事業で高齢者の社会参加、あるいは健康寿命を延ばすために高齢者が家に閉じこもるんじゃなくして、街に出掛けていくという、そのための高齢者が集まる場所を行政としては提供すべきではないかという考えの中で、町カフェなどが想定されておりました、そういった事業も同時に進行できればと思っております。そういった中で一軒でも多くの空き店舗が活用できればとこのような思いでございます。

**1 2 番 福 田** 終わります。

**議 長** ここでしばらく休憩といたします。

次の会議を、13時00分からといたします。

(12:04)

(…休憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

(13:00)

**議 長** 次に、田口一信議員。

**2 番 田 口** 議席番号2番、田口一信です。私は小さなハローワーク事業及び町による無料職業紹介事業についてという1項目につきまして、2点ご質問をいたします。

まず、1点目ですが町が昨年12月に策定されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、役場の庁舎内にハローワークと繋いだ端末を置いて、求人情報を町民に提供する「小さなハローワーク事業」を行うという事が総合戦略に入っております。これにつきまして、国の平成27年度補正予算で措置されました1000億円の地方創生加速化交付金の交付申請をしたわけですが、交付対象に採択されなかったという事でございます。それで先般、本町の平成27年度補正予算の専決処分を承認したところでございます。国の発表によりますれば、その地方創生加速化交付金の採択にあたっては、先駆性を有する事業というところに重点が置かれたように思われますので、本町のこの事業は新しみが無いという事が採択されなかったのではない

かと思われれます。しかし、私はこの事業は町民にとっては利便性の増す事業であるというふうに思っております。大村のハローワークの窓口にも、25台の端末がありますが、いつも多くの求職者の方が画面を見ております。佐世保や大村のハローワークに行かなくても、町民が求人情報を見ることのできる体制を整備するっていう事は大事な事であるというふうに私は思っております。「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた事項というものは、加速化交付金がつかないと実施出来ないという事はありませんし、私はぜひ実施すべき事だと思っております。現に一部の事業につきましては、一昨日可決した平成28年度第1回の補正予算で単独財源等で措置されておるわけでございます。なお、平成28年度からは地域再生法による「地方創生推進交付金」というものが新しくできておりますので、それに手を上げるという方法もあると思います。何らかの方法で「小さなハローワーク事業」というものを実施できないのかお伺いいたします。

次2点目ですが、これに関する事なんです、この「小さなハローワーク事業」よりも更に町民の利便性が増す形で、町が取り組むことが出来る制度が最近出来ております。法律名が長いので、じっくり読みますが「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を計るための関係法律の整備に関する法律。平成28年法律第47号」というものが先の国会で成立し、公布されておまして本年の8月20日から施行されるという事になっております。これによりますと町は民間の事業者とは違う立場で、無料職業紹介事業を行うという事が出来ることになりました。すなわち、町が求人求職を受け付けて職業紹介を行う事ができますし、ハローワークが受け付けた求人求職の情報も提供を受ける事ができるという事であります。さらに町の職業紹介による就職であっても、各種助成金の対象になり得ますし、町が希望すれば雇用保険法による失業の認定などの業務もできるという仕組みになっているようでございます。この事業を実施することにすれば、より町民の利便性が増し、住みやすい町作りの一環になると思います。法律の施行は8月20日からという事ですが、もちろんそれよりもずっと後になってもいいわけですから、私は町としてこの事業について準備を進めて、実施する事にしてはどうかと思っておりますが、町長のお考えをお伺いします。以上、質問いたします。

ご答弁をよろしく申し上げます。

**議 長** 町長。

**町 長** 田口議員の小さなハローワーク事業及び町による無料職業紹介事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、最初にお尋ねの小さなハローワーク開設事業は、町民に幅広い雇用の場を提供するため役場庁舎内で求人情報、及び就職情報をオンラインで提供する事業として川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載した事業であります。そして本事業を実施するため今年2月に国が募集した地方創生加速化交付金の対象事業として事業計画を提出し、3月定例議会で平成27年度補正予算に計上し、議会のご承認をいただきましたが、ただいま議員も述べられましたように残念ながら、国の採択に漏れた事から平成27年度予算から減額補正をしたところであります。また本事業を実施するため本議会で平成28年度補正予算に計上すべきかどうか、改めて検討した結果、財源が乏しい本町の予算の中では緊急性が高く効果が大きい事業から順次進めていく事となり、予算計上を見送ったところではありますが、総合戦略の計画期間が平成31年度までとなっておりますので、計画期間内に早期実現に向け引き続き検討していきたいと考えております。

続きまして、②の地方版ハローワークが開設できないかとのお尋ねにお答えします。

去る5月13日に地方公共団体の権限拡大や規制緩和など地方分権改革に関する法律を一部分改正する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を計るための関係法律の整備に関する法律」、通称、第6次地方分権一括法と呼んでおりますが、これが成立し、5月20日に公布をされたところであります。そして、新たな雇用対策の仕組みとして地方版ハローワークが創設され、国のハローワークがない地域に県や市町村が自由に設置し、求人や求職の受付や無料職業紹介事業が行われる事になり、住民の利便性の向上につながるものと、私もこの事業については期待をしているところであります。一方、これを設置するためには役場内での設置場所の確保や職業紹介ができる職員の育成、設置のための財源確保など課題も多くあるようであります。また地方版ハローワークについて、まだ国や県から制度に関する情報提供が行われていない状況でありますので、今後制度や費用対効果などにつ

いて研究をして参りたいと、このように考えております。以上で、答弁といたします。

**議 長** 田口議員。

**2 番 田 口** それでは1点目の総合戦略等の関連で確認をしておきますが、私がここで言いたかったのは総合戦略というものを作ったと、当然それについては色々な財源の手当が必要であって、加速化交付金もその一つであったと、しかし当然加速化交付金などが全部つくわけではないという事は、最初から考えられておる事でしたので、加速化交付金が見つからないから総合戦略を実施できませんという言い方にはならないであろうと、仮に加速化交付金が見つかなくても何かの財源を考えて実施をするという、基本的考え方であるべきであろうと、そういう事を言いたかった訳でございますが、ただいま平成31年までという、まだ大分後になります財源などについて引き続き検討という事などで、基本は実施の方向に考えるという考えでよろしいのでしょうかという事をお聞きします。

**議 長** 町長。

**町 長** この地方創生総合戦略に掲げた事業につきましては、基本的には国の交付金を活用して事業を進めようという原則のもとに計画を策定したわけでありまして。しかし、蓋を開けてみますと議員もご承知のように中々交付金がつくというのは厳しいようでありまして、そこで今のような質問があったと思うわけでありまして、やはりこのまち・ひと・しごと創生総合戦略は川棚町の人口減少に歯止めをかけて、そして川棚町の活性化を図るために、どういった事業が必要かという事をいろんな機関、団体の方の代表に集まってもらって、そして集約し、更に議会のご理解をいただいて、この計画を策定しているところであります。したがって、交付金が付かないから、じゃあ、やめましょうという事にならないというふうに思っております。できるだけ自主財源乏しい中ではあります。期間内に進めて行こうと、そういった姿勢の中である事をご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

**議 長** 田口議員。

**2 番 田 口** そういうふうな姿勢で進めていただくという、そういう姿勢で取り組んでいただきたいと思っております。2点目に申し上げましたように地方

版ハローワーク、すなわち町がハローワーク事業を行うというふうな取り組みになれば、小さなハローワーク事業がそっちの方に衣替えになるのかなというふうな事は思います。まだ法律が施行されたばかりだし、国の方からも詳しい指示が来ていないという事なので、まだ十分にはお分かりにはならないと思いますが、先程の小さなハローワーク事業につきまして、27年度補正で計上したのが250万円程度の金額でありました。今度ハローワーク事業として無料職業紹介事業を行うとすれば、小さなハローワーク事業よりも、もう少し大きな財源が必要になるのではないかと考えられますが、そこらへんについては見込みなどはどんな感じで財源などを考えるのかとか、そこらへんについてはご検討などをなされているでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 今議員が仰ったように、小さなハローワーク事業につきましては、あくまでハローワークとの連携の中で窓口を設けて行うという事になります。しかし新たに設けられた事業につきましては、町独自の事業として事業実施をする必要がありますので、先程言いましたように職員にそういった能力をつけさせる研修等々も必要でありますし、かなり財源等も必要になってくるのではと思います。詳しくは冒頭でも申し上げましたように、国からの内容は示されておりませんので今後検討していきたいと思っております。後段の事業を実施するとなれば、それは前段の事業もその中で踏み込んで実施できるのではないかと、このように理解をいたしております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**2 番 田 口** いろんな国の関係の文書を少し見てみますと、そういった職員の研修などについても、国の方は地方に対して十分に協力をするというふうな考えが示されたりしておりますので、ぜひとも検討いただいて身近なところが職業の斡旋をするというような事になれば、より住みやすい町になるという事になると思いますので、ぜひ実施の方向に向けてご検討いただきますようお願いをしたいと思いますと思いますが、基本的考え方をお聞きします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

町長 先程も言いましたように、これにつきましては私もそのように理解をしておりますので、前向きに検討させていただきます。

2 番 田 口 終わります。

( 1 3 : 1 7 )

議 長 次に、堀池浩議員。

7 番 堀 池 議席番号7番、堀池浩です。本日はピロリ菌感染検査について、質問させていただきます。

日本の死亡原因の第1位が癌による死亡で、その癌死亡の第2位が胃癌による死亡となっております。2013年2月に胃癌を予防するためのピロリ菌除菌が慢性胃炎まで保険適用となりました。一度ピロリ菌に感染すると自らの力では除菌できず、胃の中で長きにわたって生息し、ピロリ菌感染胃炎にかかり、そこから胃潰瘍や胃癌へと進行していきます。昨年6月、6月議会において胃癌検診検査項目にピロリ菌検査の追加ができないか質問をしました。町長からは「国の指針等の動向などを踏まえ、検診の在り方、負担金等について、さらに研究を進めてまいりたい。」との答弁でしたが、この1年間の研究、検討の進捗状況がどうか尋ねます。

また今年度からは、隣の佐賀県では井戸水の利用が多いため、中学3年生全員にピロリ菌感染検査を無料で実施するとか、隣の東彼杵町ではピロリ菌感染検査、抗体検査を助成し、町民全員1人300円で実施できるようになったと聞いております。ピロリ菌保有者陽性の場合、除菌治療までの保健指導も重要だが、まず慢性胃炎、胃潰瘍、胃癌の原因であるピロリ菌感染検査を行うことで、保有の有無を自覚することができ除菌治療の保健指導の充実にもつながるものと思います。本町も全住民に、ピロリ菌感染検査、抗体検査を個人負担金300円で実施する考えはないかお尋ねいたします。以上、質問いたします。

議 長 町長。

町 長 堀池議員のピロリ菌感染検査についての質問にお答えします。初めに、ヘリコバクター・ピロリ菌感染除菌の効果についてですが、昨年6月の一般質問において、お答えをしておりました通り、ピロリ菌は胃癌の原因の一つとされております。国立がんセンターの報告書によりますと、胃癌リスクとの関係を調べた結果、ピロリ菌感染者の胃癌リ

スクは非感染者の5.1倍になる事が示されております。また胃炎や胃潰瘍の治療に有効な手段であると言われております。ピロリ菌感染の検査方法は内視鏡を使う検査方法と内視鏡を使わない検査方法があり、内視鏡を使わない方法は血液、呼気、便、尿などの検査が可能という事でありませす。検査費用につきましては、初診料は別として血液検査で3000円程度、便中検査で5000円程度という事ですが、胃カメラや他の検査を合わせて行くと1万円を超える額になるというような事でありませす。

そこで、ご質問のこの1年間の研究検討の進捗状況についてであります。まず国の指針については昨年と変わりなく現在でも癌検診の検査項目とはなっておりませせん。国において組織されている癌検診の在り方に関する検討会からも中間報告書が昨年9月に出されておりますが、その報告書においても胃癌対策として新たに内視鏡検査が推奨に加わったものの、ピロリ菌検査は死亡率減少効果の科学的根拠が十分じゃないという理由から見送られているようでありませす。

またこの検査の県内の市町村の取り組み状況についてであります。郡内では先程議員からも述べられましたように東彼杵町が今年度から実施をし、県内では東彼杵町を含め16市町が実施、または実施予定であり、未実施、または計画が5市町となっております。しかし検査の方法、対象者、本人負担額等は各市町村それぞれまちまちであります。そこで本町においては、国の推奨はまだなされておりませせんが、県内の実施状況も考慮し、検査の方法、対象者、個人負担額の設定、治療までつなげる保健指導や検査にかかる需要等の検討を行い、来年度からの実施に向けて準備を進めて参りたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

**議 長** 堀池議員。

**7 番 堀 池** 今答弁の方で、来年度からの実施に向けてやっているということで本当に有り難いかなと思ひます。本当に慢性胃炎、胃潰瘍、胃癌に進行すると、やはり治療を受ける患者の体力的、また金銭的負担がかかります。各保険、また国の負担も重くなると、少しでも早くこの体制を整えていただければと思ひます。今後実施に向けてということだったんですけれども、この周知の方法てのは具体的に何か案とかはありませせんでしょう

か。

**議 長** 町長。

**町 長** お答えします。まず新年度から実施したいと答弁を申し上げましたが、これについてはいろんな調査研究をしなければいけないと思っております。そういった中で先ほど議員からは300円の個人負担でという、具体的な質問もありましたが、そういった個人負担をいくらにするのか、あるいは周知の方法をどうすればいいのか、そういった事につきましては、これから担当課の方で調査、検討をして新年度から間違いなく実施できるような、そういった体制を整えて行きたいと思っております。周知の方法につきましては、もし実施をするようになりますと、これは特定健診あるいはがん検診と一緒にすれば特定健診の実施に繋がるという事も期待されますので、そういった検診と同様に周知をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

**7 番 堀 池** 終わります。

( 1 3 : 2 6 )

**議 長** 次に、小田成実議員。

**1 1 番 小 田** 議席番号11番、小田成実です。地域見守りネットワークにかかる民間事業者との協定締結について、その進捗状況を尋ねます。

昨年6月議会の私の一般質問で、日頃住民宅を業務で訪問している事業者と見守りネットワーク協定を結び、事故防止等の早期発見につながる体制作りはできないかと質問をいたしました。その答弁内容は「総代会議でも要望があったので、その折に早急に民間事業者との協定締結を進める。」と回答され、担当課では協定書締結に向けて準備を進めているとの事でありました。その内容は協定できる事業所が決まれば、調印式を行い、協定書を取り交わす事になっている。事業所としては、水道、電気、ガスの検針を行う事業者、契約者宅を毎日訪問する新聞配達事業者、不定期に訪問する郵便事業者、あるいは宅配事業者を予定しているという事でした。また協定を結べる時期については当初は今月末までを目標、つまり昨年の6月末を目標に協定を結べるように考えているとの事でした。さらに協定締結状況をどのような方法で町民へ周知するかとの問いには、広報かわたなや見守りネットワーク

を立ち上げているところには各地区に通知するとの事でした。しかし、約1年を経過していますが、まだ通知はなく協定締結は進んでいないようであり、これまでの取り組みの状況と見守りネットワーク協定締結の状況及び今後の取り組みについて尋ねます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員の地域見守りネットワーク活動に係る民間事業者との協定締結の進捗状況はとの質問にお答えします。

この事につきましては、昨年の6月議会において小田議員から地域での見守り活動を支援するために、日頃住民宅を業務で訪問している事業所と見守りの協定を結び、異変や異常があった場合は、町や担当者へ連絡してもらう事で事故防止等の早期発見につなげる体制づくりができないかとの一般質問をいただいたところであり、そこで私からは、担当課では協定書締結に向けて今準備を進めているところであり、協定できる事業所が決まれば調印式を行い、協定書を取り交わすことにしていると回答し、協定締結の目途、具体的な進め方などについては、担当の住民福祉課長から事業所との協定は、6月末までを一応の目標に協定を結べるよう進めたいと回答をしていたところであり、この回答をふまえ、6月議会以降担当課では、事業所と協定を結ぶための事務処理を進めたところではありますが、事業実施の体制の構築、要綱、事業所に対する説明書等の作成に手間取り、また各地区の見守りネットワークを立ち上げるための地区説明会、見守り対象者の現状把握事務を平行して行っていたことから、思うように事務処理が進まなかったとの報告を受け、現段階では未だ協定締結まで至っていないのが現状であり、誠に申し訳なく遺憾に思っているところでございます。今後の取り組みにつきましては、担当の住民福祉課長が4月1日の人事異動で交替しておりますので、これまでの経過等を十分にふまえ、遺漏がないよう引き継ぎを行い、民間事業者の協力による見守り体制を早急に整備するよう指示をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**1 1 番小田** 思うように調整、それから進まなかったとの事を私も大変残念に思っております。何故そう出来なかったのかという事を問い詰めようとは思いませんが、今後地域としても地域見守りネットワーク体制作りとい

うのを地域で一生懸命やっておりますので、町としてもそれを側面から支える。町民あげて町長が言われるように豊かで安全で安心して暮らせる町づくりというのを目標にしていますので、新たな今後の計画、目標というのをお知らせ願えればと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 先程言いましたように、これまでも担当課としては努力をしたけれども、結果的には大変ご迷惑を掛けた結果になっております。そこで担当の住民福祉課長も替わっております、議員からこういう質問をいただいたおりに、十分私とも協議をしております、一定の方向性を決めていると思いますので担当課長の方から抱負を述べてもらいますので、住民福祉課長から答弁をさせます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** 小田議員からいただきました今後の見通しについてという事で、少し私が現状考えているところでの方向性という事で述べさせていただきます。民間事業者の協力による見守り体制の構築についてという事で、現在取り組んでいる地域見守りネットワークにつきましては、行政地区単位を地域単位として見守るもの。これが当該地区の総代さんを中心としまして民生委員、老人クラブ、愛育班、消防団等が見守られる方、当該地区内での高齢者、障害者で希望する登録者という事の情報共有して見守りを実施するという事で、過度の関わりでなく、見守り事ができるような状況で見守るという事で、そうした形である状況であります。そして、その中には社会福祉協議会が各地域単位の見守り体制のそれぞれと連携する機関となりまして、地域見守りに関与しているところでございます。

民間事業者の協力による見守り体制につきましては、現行の地域単位の地域見守りネットワークとは別立てとしての見守り体制として位置付けて、本町内で事業活動を行う事業所が先程からの質問にありますように、各家庭を配達、配送、集金等で訪問した際、訪問先の家庭の生活環境に何らかの異変や異常を察知した場合に町、社会福祉協議会等に通報してもらって、その異変や異常に対して総代さんや民生委員の方と協力して対応するというような仕組みになっていこうと思っています。このような民間事業者の協力による

見守り体制を構築する事で、現行の地域単位の見守り活動を補完する機能となりますので、町全体における見守り体制を強化できるものという事で考えております。

まず、今後の進め方としましては、見守り体制構築の早期の立ち上げを目指して見守り協力の申し出をいただいている事業所もありますので、この事業所、それから先程の質問の中でもありましたように事業活動の状況から判断して、まず事業所を町の方で選定をして協力のお願いをすると、そして協力の承諾をいただけた事業所と一緒に協定を結びたいというふうな事で考えております。そして協定の締結が完了しましたら、その旨につきましては広報誌等で周知をしまして、地区の自治会、総代さん方にも周知をして登録の事業者等の公表等を行いながら、そういった事業所の活動が普段の事業活動の中で見守りを行っていただいているという事を広く周知をしていきたいと考えております。そして、その後時期を見ながら新たに協力事業者の募集を提案するなどをして、取り組みの拡大を図っていきたいという事を考えております。

目標の目途を求められておりますけど、とにかく要綱、それから周知、協力制度の内容等も説明書等も作って、可能な限り早い段階で協定が結べるように努力をしたいと思っておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

**議** 長 小田議員。

**1 1 番小田** 私が考えている全てのお答えをいただきましたので、1日も早い締結が結べることを、期待をして質問を終わります。

( 1 3 : 4 0 )

**議** 長 次に、高以良壽人議員。

**1 0 番高以良** 議席番号10番、高以良です。川棚町の活性化に向けた取り組みについてという事で質問をいたします。

波佐見町は焼き物を中心に、また東彼杵町はお茶や自然を生かして、それぞれ町の特徴を生かしたまちづくりに取り組まれており、それを題材としてマスコミに取り上げられる回数もかなりあるように思っています。それに比較して川棚町には、部分的には例えば小串トマト、アスパラガス、長崎和牛、川棚ナマコなどの特産物や大崎くじゃく園などの町外の方にも名前を知

られているものもいくつかありますが、町全体を代表するようなものが見当たらないためか、マスコミに取り上げられる回数は両町と比較して少ないように思っており、なんとなく元気がないように感じています。また、そのように感じておられる町民の皆さんも少なくないのではないかと思っております。実際5月に町内4カ所で開催をしました議会報告会の中でも、川棚町は衰退して行っているように感じる、との発言をされた方もありました。そこで川棚町が活力に溢れた元気な町と言われるようにするためには、どうすれば良いかという事で、次の2点について質問をいたします。

①川棚町は元気がないという現状についてどのように受け止めているか。また、どうすればよいと考えているかという事について尋ねます。

②町外、県外の方達に川棚町に行ってみようとか、川棚に住んでみようとか思ってもらうには、まず川棚町のことに興味をもって貰って、実際に足を運んでもらって川棚町の良さを知ってもらう必要がありますが、川棚に足を運んでもらう為にはそのきっかけになるものが必要であると思います。今年2月に行われた川棚小学校6年生による子ども議会の中で、議員として質問した子供の中から多くの人にとって川棚は通過点になっているが、単なる通過点となるのではなく、多くの人に足を止めてもらえるような賑わいのある町になってもらいたいという内容の発言がありました。またその事を題材にして長崎新聞に東彼支局の記者が書いたコラムが掲載されていましたが、その中で記者は、通過点は見方を変えれば、特徴にも強みにもなる。例えばオシャレな飲食店が集まるなど、理由や場所があれば川棚に人は訪れるはずであると書いておられましたが、これについては私も同感であります。単なる通過点として川棚町を見ておられた町外の方達や、川棚町を通った事もないような方たちに一人でも多く川棚に来てもらう事ができれば、町を活性化させ元気のあるまちづくりを進めるという事にもつながるのではないかと考え、一つの例として具体的な提案をしますが、例えばロードレースやウォークラリーなどのイベントを開催する考えはないか尋ねます。以上、2点について質問をします。

議 長 町長。

町 長 高以良議員の本町の活性化に向けた取り組みについてのご質問にお答えします。議員のご質問があったように、波佐見町における焼き

物、東彼杵町におけるお茶などのような町の長い歴史や風土に根差した町全体を代表するような特徴のある特産品、名産品といったものは本町には見当たらないというのは、ご指摘の通りだろうと思います。しかし、本町の自然素材を生かした大崎自然公園におけるくじゃく祭りや、本町のシンボリック的存在である虚空蔵山の登山会などは伝統となって親しまれ、町外からも毎年多くの方々にご来場をいただいているところであります。

また、かつては12月上旬に3年に1回開催しておりました産業祭りについても指向を変え、本町の特産品であるトマトやアスパラガスの旬の時期に合わせて、3月にふるさと感謝祭として毎年開催をするイベントに切り替えて取り組んでいる他、平成28年度から2ヶ年度に渡り川棚発見巡る旅整備プロジェクトに取り組み、観光振興に新たな展開を図るよう事業を進めているところであります。

その他にも、平成27年度から都市部の人材を地域社会の担い手として受け入れ、地域力の充実強化を図る地域おこし協力隊制度を設けて、現在2名の隊員を選任し活動を行っているものであります。このように本町の活性化に向けた取り組みに関しましては従来の手法に捉われる事なく、新たな発想で工夫を凝らして取り組んでいるという事をご理解をいただきたいと存じます。

そしてご質問にあった川棚町は元気がないというご指摘について、私としては必ずしもそうではないと考えております。またマスコミに取り上げられる回数も両町と比較して少ないというご指摘については、もしそうであれば一考の余地はあるものと思われま。情報発信力というものにつきましては、やはりマスコミの威力は絶大であり、同じ事業であってもテレビや新聞といったマスコミに取り上げられるか否かで、その事業の成果に関する印象に大きな影響がある事は事実であり、この件につきましては事業を進める上でマスコミを巻き込み、上手く活用するよう常々職員には指示をしているところでありますが、今後はマスコミの有効活用について一層心がけ、情報提供や情報配信に努力して参りたいと思います。

さらに本町では各種団体、町民有志の方々による独自性のある取り組みが実施されているものもあり、近年新たな取り組みも生まれております。昨日はかわたな栄町集栄会の主催によりまして川棚100縁翔店街が開催され、

沢山の人で賑わいを見せたところであります。私も参加いたしまして数人の議員とお会いしましたが、高以良議員はいかがでしたでしょうか。

そして、これから夏に向かって観光協会では海上綱引き大会が開催されたり、あるいは花火大会が開催されたり、沢山の町外の皆さん方が川棚町にお出でになっておりまして、集客が図られております。また川棚かっちえてよさこい祭りも九州各地から踊り連が参加して賑わっているところがございます。昨年度は、川棚応援隊によります片島竹灯籠祭りが開催をして、第1回目でありながら各地から1000人の皆さん方が、この祭りに参加をされております。このように数多くのイベントが開催されており、こうした取り組みは従来の行政の枠に捉われない自由な発想で行われ、多くの集客が生まれ町の活性化に大きく貢献しているものであり、そういったイベント等々には必ずや地域の婦人会であるとか、各種団体の皆さん方のご協力もいただいているところがございます。大変ありがたく感謝をしているところであります。

ご質問に川棚町は元気がないとのご指摘がありましたが、このような他所に劣らない住民による町の活性化に向けた大きな気運が生まれているという事についてぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、高以良議員も是非それぞれのイベントに積極的に参加をしていただきたいと存じます。

また、ロードレース等の新たなイベントの開催をとのご提言でありましたが、ただいま申し上げましたように既に様々なイベントが数多く開催されており、多くの集客がなされており、加えて本年度から取り組む川棚発見巡る旅整備プロジェクトでは、観光ポイントの整備と海水浴場でのイベントなども計画しており、新たに町外から集客が図れるものこのように期待をいたしております。したがって、今は先程ご提言がありましたイベントを新たに開催する考えはありませんので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 高以良議員。

**10番高以良** 活力が、あるいは元気があるかどうかについては数字で計れるというものではありませんので、それぞれが頭の中で判断するという事になるだろうと思っておりますので、評価の仕方も色々違ってくると思いますが、元気がないと思っているのは先程も言いましたように、私だけではな

いというふうに思っております。色々と町長もマスコミの利用とかを職員に指示をしているという事でもありましたけど、更に今まで以上に川棚町の事を町外の方にも広く知ってもらう事が必要じゃないかなと私は思っております。やっぱり町長が答弁の中で触れられましたけど、マスコミに話題とかを取り上げられると、やはりその町の事に興味をもらう方は多くなるというふうに思いますので、一層の取り組みをお願いしたいと思っております。

ただ一つ、ホームページなどを通じて情報を出されておりますけども私個人的には申し訳ないですが、ホームページを見てみようかなと、あまりそういう気持ちにならないというような感じでいつも見ているんですが、これについても同じように感じておられる町民の中にはあるんじゃないかなというふうに思っております。最近スマートフォンを利用される方もかなり増えてきておましてフェイスブックを利用する方も多いんじゃないかなというふうに思っております。そこでフェイスブックを開設をして更にきめ細やかな情報の発信と、そういう事についても良いのではないかなというふうに思っておりますがフェイスブックを開設する考えはないかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員の今回の質問は川棚町は元気がないという事でのご質問でありまして、元気にするためには、例えば、イベントを開催したらどうかと、こういったご提言をいただいたわけでございます。それに関連して私は答弁をいたしております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**10番高以良** 1問目のどうすればいいかという事について、そういう事に関連しての今のフェイスブックの開設というふうな再質問です。結局情報を発信して町外、県外の方に多く川棚町の事を知ってもらえるようになれば、今まで以上に川棚町に足を運んでもらえるようになるんじゃないかなと考えるので、きめ細やかな情報発信という意味でのフェイスブックの開設という事での質問です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** フェイスブックにつきましては、私は開設する考えは現時点では持っておりません。ただ、ご指摘がありましたように色んな事をホー

ムページを使って情報発信をしております。高以良議員は見ようとは思わないというような発言がありましたが、ぜひ辛抱して見ていただきたいと思います。と言いますのは、これまでもホームページについては色んなご指摘をいただいております。私も見るたびに思います。まず文字が小さい。見たくないけど一生懸命見ております。そこで、このホームページの更新につきましては今取り組み中でありまして、近いうちにもっと見やすいような、そして発信力が高まるようなホームページにしていきたいと、このように考えております。したがって、今のところフェイスブックを活用するという事は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**10番高以良** 誤解のないように言っときたいと思いますが、私はホームページを見たくないと言っているわけではありません。見ようという気持ちの中々湧いてこない。見っていないという事ではなく、見ているんです。見てから、見るからこそ、そういうふうな感じがしてくるのであってですね、見たくないとは言った訳ではないので、誤解のないように再質問の中で触れておきたいと思っております。

それから、2問目のイベントの開催の件ですが、今でも町長の答弁の中で触れましたように、色んなイベントが開催されているって事は私も知っております。それに加えて一人でも多く、町外、県外の方を川棚に来てもらう為の方法として具体的に一つ提案をしたわけですが、色んなスポーツの大会なども、県大会なども川棚町で行われておりまして、町外、県外の方も来ておられるだろうと思うんですが、それに加えて更に多くの人を呼び込むという事で一つの提案をしたんです。色んな県大会など川棚で行われている事については、ほとんどチームでの参加っていう事が主な種目じゃないかなというふうに思っております。個人で気軽に参加できるような種目はあんまりないのではないかなというふうに思っております。そこでウォークラリーとか、ロードレース、こういったものの種目については自分の力に合わせて、自分の個人の判断で参加するかしらないかを決められる。実際競技への参加についても、自分の体力、能力に合わせて競技に参加する事もできると、そういう種目だろうというふうに思っておりますので、もし川棚で開催されれば

更に多くの方に川棚に来てもらえるようになるんじゃないかなというふうに思う訳です。再度考えてないという事の答弁でありましたけども、検討だけでもしてもらおう事はできないか再度お尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。考えておりません。具体的にロードレースというご提案がありましたけども、このロードレースは波佐見町や東彼杵町は林道や農道を活用してロードレースが開催されております。大変効果的な事業だと私も認識いたしております。川棚町はライオンズクラブの主催で大崎ロードレースが毎年開催されておまして、今年も700人ぐらいの選手が参加してくれました。ただ川棚町で一般社会人を対象にしてロードレースをするとなりますと、場所がないんですね。国道、県道は色々な規制があって使われません。そういった色々な条件があって全国から来てもらうようなロードレースを立ち上げるというのは非常に難しいんじゃないかと思います。そういった事で考えておりませんという答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**10番高以良** ロードレースが無理ならウォークラリーという事も考えてもらってもいいんじゃないかなと思いますが、その場合のコース等についても例えば三越の片島の魚雷発射場試験場跡とか新谷の特攻殉国碑のそういう場所ですね。それから大村湾を見渡せるような場所とか城山公園とか景色のいい所などを取り入れるなど工夫すれば、歩いて行けるコースであれば国道、県道が通ってる、駄目だというふうな事にもならないと思いますし、面白いコースもできるというふうに思いますので、考えられない事ではないんじゃないかなというふうに思います。そして、そういうコースで参加してもらえるようになれば、また行ってみたいという方も出てくるんじゃないかなと思います。再度ウォークラリーについても、どうしても実施する考えがないのかお尋ねしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。今のロードレースが駄目なら、ウォークラリーをというふうなご提言でありましたが、ウォークラリーにつきましては今議員が仰ったように、そういった方法もあろうかと思いますが、現

時点では沢山のイベントを開催しておりますので、これを直ちに開催しようとは考えておりません。ただ大崎半島一帯ではノルディックウォークラリー、これを開催しておりますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**10番高以良** 色々イベントを開催するとなると、色々な人的な負担とか予算的な問題とか出てくるとは思いますが、実行委員会を立ち上げて、その実行委員会が主体になって取り組んでもらえるという事になれば、色々な負担も町の直接の負担もだいぶ少なく済むんじゃないかなというふうに思えますので、そこら辺も含めて、あと個人的にもボランティアで協力をお願いするとかっていう事が出来れば、町の負担もいくらか軽くできるんじゃないかというふうに思えます。実行委員会を立ち上げるなどのきっかけだけでも、町の方から働きかけてもらおうとかないかお尋ねしたいと思えます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。川棚町ではそういった思いがあられる方、地域活性化に関心が持たれ、何かをしようという方に対しては地域活性化のための補助金制度を設けておりまして、ぜひ高以良議員が中心となって補助金を活用して、そういったものを立ち上げていただければ大変有り難いと思えます。以上でございます。町では考えておりません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**10番高以良** これ以上質問しても答弁の内容は変わらないと思えますので、これで終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

次の会議を、14時15分からといたします。

(14:05)

(…休憩…)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(14:15)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、小谷龍一郎議員。

**9 番 小 谷** 議席番号 9 番、小谷です。通告書の通り本町のホームページに関する質問をいたします。

以前から、本町のホームページ改善の一般質問が出されていますが、現在の本町のホームページは一般的な行政のホームページと変わらず改善されているようには見られないように感じます。スマートフォンの普及により、特に若い世代の情報収集手段は情報紙やパンフレットなどでなくインターネットが主体となっております。また学校教育に関しても昨年からは町内各小中学校へタブレットが整備され、先進的な ICT 教育が開始されています。専門的な知識が必要とされる分野でもあり、個人情報管理などセキュリティ強化も必要とされる中、以下の 3 点を尋ねます。

①町外からの若い世代の定住者を増やすために、子育て支援の施策をわかりやすくした特集ページを開設して情報発信をする考えはないか。

②教育委員会では、ICT 教育環境の整備に伴い、ICT 支援員の設置が求められているようですが、マイナンバー制度の開始や町内での公共 Wi-Fi エリアの新設など、今後 ICT 関連の事業は増えてくると思われます。本町ホームページの管理も含めて、専門の部署を設置する考えはないか。

③国の政策の中で、海外からの観光客を呼び込むためにインバウンド事業が推進されています。海外への情報発信を目指し、本町のホームページ、観光関連を含むホームページを外国語対応にする考えはないか。以上、3 点を質問します。

**議 長** 町長。

**町 長** 小谷議員の本町のホームページについてのご質問にお答えします。

まず、①の町内の子育て世代にはもちろんのこと、町外からの若い世代の定住者を増やすためにも、子育て支援の施策をわかりやすくした特集ページを開設して情報発信をする考えはないかとのご質問についてではありますが、定住支援に関する情報発信につきましては平成 26 年 6 月定例会の一般質問においてご指摘があり、これを受けて町ホームページにおいて定住支援のサイトを設けたところではありますが、さらに移住、定住に向けた情報発信はその重要性が高まっていることから一層内容を充実、進化させるために川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても改めて移住、定住に向けた PR 促

進事業を施策として掲げたところであります。これにつきましては、先日ご決定いただきました平成28年度一般会計補正予算において、移住、定住促進事業の中でホームページの定住支援内容の再構築をする経費も計上しているものであります。したがいまして、その定住支援の内容を改める際に、ご質問の主旨にあるような町外からの若い世代の定住者を増やすため、子育て支援の施策をよりわかりやすくして、情報発信する事にいたしております。そのようにしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

②の質問では、専門部署を設置する考えはないかとの事でありますが、町のホームページの管理や、庁舎内のコンピュータ関連の業務につきましては総務課の情報法規係が主体的に取り組んでおりますので、既に専門の部署は設置しているものと思っております、新たに専門部署を設置する考えはありませんのでご理解をいただきたいと思えます。

③の質問では本庁のホームページを外国語対応にする考えはないかとの事ですが、近年県内の自治体においては、市では13市中10市が、また町では8町中1町が外国語対応のホームページを導入しているようであります。導入している自治体での外国語対応状況は単純にホームページ翻訳をインターネット上のサービスにより翻訳している自治体と、翻訳せず外国語で表示している自治体など、様々な扱いのようであります。インターネットサービスによる翻訳は翻訳した外国語は日本語としての意味が十分伝わらなかったり、文字化けする事もあるようであります。またホームページの画像処理された部分については翻訳ができませんので、全体的に画像部分を外国語で表示しなければ日本語と外国語は混在するホームページになるようであります。いずれにいたしましても、ホームページの外国語表示は各自治体も取り組んでいるようでありますので、本町でもぜひ取り組みたいと、このように考えておりますので、今後調査研究をする事にいたしておりますのでご理解をいただきたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 小谷議員。

**9 番 小 谷** ただいまの答弁の中で、結構検討しますという答弁が多かったんですけど、1番目の子育て支援に関する特集ページという事ですけど、実際私も子育てをしております、本町の「子育てサークル」というものが、どういうものなのか他の自治体などと比べて色々見てみました

けども、第2子以降の無料化だったり、福祉医療費の今年からですけども中学生まで拡大された分とか、他町と比べて充実した施策をされているものが多いというように感じております。これから将来の人口ビジョン等も出されてますけども、若い世代の定住者を増やしていくってというような事で打ち出されている部分もありますので、この部分をもっと外にPRしていったいい部分じゃないかと実際感じております。十分PRに値する施策をされているという事ですので、この部分を今後改善されていかれるという事であれば、取り入れて行っていただきたいと思っております。

1番目に関しましては、今後取り組まれていくとの答弁をいただきましたので、2番目の方に行きますけども専門の部署を設置する事ができないかという事でお尋ねしましたが、今現在情報法規の方で係の方はされているとの事でした。情報法規の方でされているという事はある程度分かっていたんですけども、今後このICTの利活用というものが行政サービス全般に関して他分野にわたっている部分もあると思います。例えば早速取り組まれておりますのが、ふるさと納税に関しましてですけども、今年から包括委託という事で、早速ふるさとチョイスのホームページのクレジット決済が対応になったという事で、私の町外にいる知り合いからもクレジット対応になっているという事で喜びの連絡がありました。他にも電子行政サービスといいますか、今後予測されて他のところでも取り組まれておりますのが電子入札であったり、現在もされております税金の申告であったり、各種アンケート調査なども取り組める部分でもありますし、施設等の予約システムをされているところもあります。そうやって来ますと部署が色々な課にまたがって来るかと思えます。そうなった場合、情報法規係の方で全てを賄うという事ができるかどうかという部分で専門の部署が作れないかという質問をいたしました。その点に関してはどうでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** お答えします。ただいま議員からは本町の子育て支援の施策について高い評価をいただいて大変恐縮しております。私も就任して以来、子育て支援については力を入れておりまして、今新年度からも先程議員が仰ったような施策に取り組んでいるところでございます。

そこで今、行政事務の電子化に関連してお尋ねでありましたが、やはり色

んな分野で電子化が進んでいると思いますが、まず行政として考えていかなければならないのが、限られた財源をどう有効に使うかという事で費用対効果を検証しなければなりません。そういった中でどこまで電子化を進めるべきなのか。そういった事も事前に十分調査をしていきたいと思います。そういった中で色んなものが電子化されてくれば、当然それを総括するための専門の係は必要でありますので、そういった状況になった時には今議員が仰ったような事を検討していきたいと考えております。以上でございます。

議 長 小谷議員。

9 番 小 谷 ただいまの答弁で状況に応じて検討していくという事で、答弁がありましたので、この色々な分野にわたっていきますのでどれが必要でどれが必要でないか、先程言われましたように費用対効果も勿論必要になってくるかと思いますが、このICTの利活用と言いますのは行政サービスの満足度の向上にもつながりますし、手間が省ける分経費削減にも可能になる利点があるという部分もありますので是非検討していただきたいところではありますが、どれが必要でどれが必要でないかという精査する場合にもある程度の専門的知識があったほうが精査がしやすいかと思います。それで、その時点になって新しく部署を作るのではなく、部署を作るのは難しいのであれば、専門知識を持った人を短期でもいいですし、1年2年更新でもいいですし、そのような形で雇い入れるという事は可能なんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 まず、行政事務のICT化については今議員が仰ってるように、そういった時代の流れの中にあるという事は充分承知をいたしております。そういった中で先程言いました限られた予算の中で費用対効果を考えながら色々な事務を進めていくわけですが、まずICT化を図るためには、その事務の内容を理解しなければ電子化は図れないと思っております。川棚町の行政事務というのは広範囲にわたっておりますので、それを一つの係で受け持って、そしてそれを電子化するという事は非常に難しいと思います。だから議員の発言の中には、専門的知識を持った者を雇えばいいんじゃないかというような発想になるかと思いますが、それはその時点であって、候補としては専門業者に委託するとか色々な方法があろうか

と思います。現時点では、そこまで行政事務の電子化について進める段階ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

**議 長** 小谷議員。

**9 番 小 谷** 2番目の質問に関しましては、今後の取り組みをお聞きしながらまた何かありましたら質問をさせていただきたいと思います。

3番目にいきますけども、この質問に関しましては予想外の答弁でしたので、川棚町の立地の条件といいますかポジションとしましてハウステンボスが近くにあるという事がありまして、ハウステンボスのお客さんの中に海外からの主にアジア系が多いかと思っておりますけども、お客さんが結構来られていると思います。やはり川棚は通過点になっている部分がありますので、できればハウステンボスのお客さんを取り入れるために滞在してもらえるか分かりませんが、川棚に寄って色々見るところはたくさんあるかと思っております。そういう部分を紹介するためにも川棚町のページを外国語化にという事を出したんですけども、外国語化と書きましたのが、英語、中国語、韓国語っていうのがここらへんでは一般的かと思っておりますけども、今の事業に関して調べておりましたら、ここ数年の間タイからの観光客が急激に増えているという事で、タイから観光客が増えた理由と言いますのが2013年にビザの緩和がありまして、あと経済成長がありまして、タイからの観光客っていうものが増えているみたいです。もう一つタイに注目したいのがタイの国内で映画の撮影のロケ地として佐賀県が使われております。佐賀の祐徳稲荷などにタイからの観光客がかなり流れてきているみたいです。そういう面でも部分的に特化させてタイ語をいれてみてはどうかと思っておりますが、町長の判断はどうでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** タイからの観光客が増えている状況については、残念ながら承知をしておりませんでした。いずれにいたしましても外国語との併記をしたいと考えておりますので、その時点で判断をしていきたいと考えております。中国からのお客さんにつきましては、先程議員から仰いましたようにかなりのお客さんが見えておりますので、今観光協会でもくじゃく荘に中国人を誘致をしようという事で観光業者と打ち合わせをしたり、本町の職員と打ち合わせをしたりして準備を進めております。そういった中で外

国語を話せる日本人じゃなくして、日本語を話せる中国人を現地に採用したらいいんじゃないかと、個人的な提案も観光協会にはしているところがあります。そういった事で時代の流れによってそれに即した対応をしてまいりたい、このように考えております。

**議** 長 小谷議員。

**9 番 小 谷** もうちょっと色々聞きたかったんですけども、答弁が検討しますという部分が多かったのでこれで終わりたいと思いますが、子育て支援のページに関しましてはホームページを分かりやすくして特集する事によって、情報を伝えるためにパンフレットを渡したりすることもあるかと思えますけど、紙の媒体を渡すよりもホームページをしっかりと作ることによりまして、ホームページを新しく作ったけん、見とってくれんねって、たったその一言である程度宣伝ができるという利点もあります。ですので、せっかく作るのであれば、ちゃんとしたWebデザイナーを入れるなり、若い人でも年配の方でも見れるようなそういうホームページにしていただければと思います。以上で質問を終わります。

**議** 長 次に、波戸勇則議員。

**8 番 波 戸** 8番、波戸勇則です。通告文に従い町長へ質問いたします。まず始めに、石木ダム建設事業についてお尋ねいたします。

近年においては気象状況の変動などによりゲリラ豪雨や、これまでに経験したことのない様な大雨など報道等で聞き慣れない表現がされるようになり、毎年のように日本のどこかで記録的な大雨による洪水や土砂災害等が発生し、地域住民の財産や尊い生命が失われるなど大きな被害をもたらしております。

本町におきましてもいつそのような災害に被災するかも分からない状況であり、町民の安心安全の生活のために1日も早い治水対策が必要であります。

平成22年9月国からダム事業の検証に係る検討の要請を受け、12月から関係4自治体が石木ダム事業を検証し、ダム建設がコストや実現性などの面で代替案より優位であると結論づけております。石木ダム事業の主体は長崎県と佐世保市ですが、反対されている地権者は本町の町民です。治水対策は本町にとって必要であり、検証の結果石木ダム建設が優位であるならば、同じ町民として建設に協力をお願いするしかないと考えております。

石木ダム事業は本町にとって重要課題の一つであり、町議会としても昭和50年以来、特別委員会を設置し、調査研究をおこない、平成7年3月及び平成20年9月に石木ダム建設は推進すべきであると考えたと決議を行っており、平成25年6月にも関係住民の理解を得ながら石木ダム建設を推進すべきであると考えたと決議を行っております。特別委員会では地権者との懇談会の開催を申し込んでありますが、実現には至っておりません。

5月11日県は約9万㎡の未買収地について収用委員会に裁決申請を行いました。これによりすべての土地家屋に対する申請を行われ、6月10日県収用委員会はこれを受理いたしました。5月11日の報道で中村知事は自然災害が相次ぐ中、一刻も早い完成により住民の安心安全を確保したいとのコメントを出しております。

このような中、町長はどのように考えているのか次の3点についてお尋ねいたします。

1、石木ダムの建設は必要であるとの考えであるから、県による裁決申請などの際には地権者にご協力をお願いする旨をもっと明確にすべきではないでしょうか。

2、土地収用委員会が阻止行動のために中止になっておりますが、この行動は法に触れることも考えられるので、自制を促す呼びかけをしてはどうでしょうか。

3、石木ダム問題を円満に解決するためには、地権者にご理解をいただくしか道がないと考えますが、協力を呼びかけてはいかがでしょうか。

以上石木ダムについて質問いたします。

次に防災行政無線の活用について質問いたします。

平成28年熊本地震におきまして、被災地及び周辺地域の被害に遭われた皆様方に謹んでお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

さて4月14日の前震、16日の本震など熊本県を中心として発生した熊本地震では本町においても各人が所有する携帯電話やタブレットなどの緊急地震速報が鳴り地震の到達前に安全なところへの移動や身構えるなどの準備をされた方も多いと思います。

しかし、高齢者や児童生徒など携帯電話を持っていない方や持っても

設定をしておらず、突然の揺れに遭われた方もおられます。本町におきましても国から送られてくる全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートによる緊急情報を町民に伝えるため防災行政無線を活用し対応することができないか。また、防災行政無線は家の中ではなく軒先や庭などで聞こえるとよいようですが、高齢者など耳が聞こえづらい方もいらっしゃいますので、次の2点についてお尋ねいたします。

1、緊急地震速報などと連携し、防災行政無線で放送することは出来ないか。

2、防災行政無線個別受信機を希望する世帯などに設置できないか。

以上質問いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員からは、二項目にわたって質問をいただきましたので、まず石木ダム建設の推進についてのご質問にお答えいたします。

石木ダム建設につきましては先ほど、久保田議員のご質問にもお答えをしたところであります。私といたしましては13世帯の反対地権者の皆様に対しまして、事業にご理解いただき1日でも話し合いによる解決を願っているところであります。そこでただいま議員からは石木ダムの建設は必要であるとの考えであるのだから、県による裁決申請などの際には地権者に協力をお願いする旨を、もっと明確に表すべきではないかとお質問をいただいたところではあります。公共事業のために土地などを必要とする場合、その事業の起業者は土地所有者などと話し合い、任意契約により土地などを取得をいたします。しかし、種々の事情で話し合いがまとまらない場合があり、起業者は土地収用法の手続きにより土地の所有者などに正当の補償をした上で、土地などを取得することが出来る制度を、いわゆる土地収用制度といいその手続きの中に裁決申請があります。事業認定を受けた事業の起業者は正当な補償を行うことで、土地などの権利を取得することが出来るとされており、起業者は補償金額など正当な補償の内容について、収用委員会の裁決を受けなければならないとされております。

したがいまして、裁決申請は起業者が収用委員会に対して申請するものであり、町が地権者に対して協力をお願いする場にはなりませんのでご理解をいただきたいと存じます。

次に、②についてであります。現在開催されている審理につきましては、県収用委員会で実施されているものであり、川棚町長として発言する機会はまったくありません。

また、阻止行動をされている方は13世帯の地権者の皆様のみではなく、支援者の方も多くおられるようであり、川棚町長の立場で自制を促す様な状況下ではありませんのでご理解をいただきたいと存じます。

③についてですが、これも議員と同じような考えであります。この問題を解決する為には、反対されている地権者の皆様にご理解いただき、事業に協力をしていただくことが一番ではないかとこのように思っております。

議会と同じように行政も事業推進の立場ではありますが、残念ながら今は状況を見守るしかない、このように思っております。

次に、防災行政無線の活用についてのご質問にお答えいたします。

①の地震が発生した場合に緊急地震速報などと連携し防災行政無線で放送できないかの質問ですが、本町ではJアラートにより消防庁が発信する緊急情報を自動的に放送するシステムを構築しているところであります。このシステムの中には緊急地震速報を発信する機能も有しており、消防庁が発信する地震情報を、町内の防災無線で強制的に放送することとなっております。

本町において、この放送が強制的に行われる地震の震度設定を震度5弱以上の場合といたしておりますので、今回発生した熊本地震の際は放送されなかったものであります。

②の個別受信機を希望する世帯などに設置できないかのご質問ですが、現在個別受信機の設置は個人宅で129戸の世帯に設置をしておりますが、設置については山の陰や谷間の地域で、地形的条件で電波が届きにくい地域に設置をいたしております。129戸の世帯の中には難聴者に対し文字表示が出来る個別受信機も設置をいたしております。

また、今人の世帯とは別に福祉施設や学校、地区公民館等の人が集まる公共施設においても77箇所設置をいたしております。

そこで、個別受信機を希望する世帯へ設置をとのことでありますが、町としては全世帯に設置をすることが理想とは考えておりますが、本町の世帯数は約5500世帯、全世帯に設置をすとなりますと、数億円の費用が必要

となり、設置後の転入転出による世帯異動や、機器のメンテナンス等に相当の労力と費用を要することから、全世帯の設置は困難であるとのように判断をいたしております。

では、希望者に対して設置をするとなりますと住民間で不平等感がでることが考えられますので、希望があった場合は、現地を調査したり地区の総代さんと協議をしながら、個別に対応をしていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。以上で答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**8 番 波 戸** まず、石木ダムのほうで質問をさせていただきます。先ほど、町長は今現在、起業者ではないので見守るしかない立場と言うことで答弁されましたけれども、今回6月10日に全ての土地家屋に対する裁決申請が受理された状況で、本町は起業者ではないことは私も理解しております。

しかし、その推移を見守るのではなく町民の安心安全な暮らしを守る為に、治水対策は必要であるということをもまず町民にお知らせをして、ダムの必要性和反対地権者には協力をお願いするしかないと思いますけれども、同じ町民がそういう状態になっている立場にある中で、町長はどのようにお考えでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。先ほどあの、議員の発言の中にも議会として推進しているので、地権者との懇談会を申し入れているが、未だ実現していないというお話がありました、行政の立場としてもそういう状況にあります。

しかし、いろんなこれまで反対地権者の皆様方と会う機会も何回かありました。そういった中においても川棚町の安全で安心したまちづくりを構築するためには、ぜひ皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと、そういう旨は発信しているところでございます。

そして、具体的に先ほど裁決申請の際にはとの質問がありましたが、これについては川棚町長がそういった場に出るものではありませんので、そういった機会を捉えて、そして13世帯の反対地権者をお願いをすると言うような状況は作れないというふうに判断をしております。そしてまた、はい、以上でございます。

**議 長** 波戸議員。

**8 番 波 戸** 朝からの一般質問でもあったんですけれども一部報道、また個人のいろんな意見の中で、行政代執行につながる様な話も今出ている状況でございます。

そのような状況は町民誰もあってはならないと、町長も同じような考えだと思っております。であるならば、状況が現在このような状況にあるなか13世帯の方々をお願いするしかないと思っております。

しかしながら治水対策は本町にとって早急に取り組まなければならない課題である以上、反対地権者のふるさを守りたい、住み続けたいという気持ちはわかりますが、なんとか町長単独でも戸別訪問なり、文書なり、マスコミを通じてなり、ご協力をお願いする行動を起こす考えはないでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** 今あの議員からは行政代執行につながるのではないというご発言もありましたが、現在進められている法手続については、その行政代執行について直接つながるものではありませんで、これについては、また別の手続きが必要であるという認識を私は持っております。

そして、中村知事もこれについては一切まだ触れられていませんので、この行政代執行について本町議会で議員と私と議論すべきではないと、こう判断しております。

そういったなかで、ダムの必要性から反対地権者に対して直接、地元町長としてたとえば一般的にいう説得とか、理解をいただくとか、そういったことでの行動をすべきではないかというご発言がありましたが、実はあの久保田議員の質問にもお答えいたしましたように、この事業については私といたしましては土地収用法に基づく事業認定がなされておりますので、法律に基づいた事業だというふうに理解をしております。

しかし、反対地権者は代理人を立てて、そしてこの事業認定の取消訴訟を行われているようであります。これは反対地権者13世帯だけではなく、それ以外の方も原告として参加をされているようでございます。そういった状況でありますので、地元川棚町長が13世帯のみ理解を求めるための行動をするというのは非常に難しい状況にあると、このように理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 先ほどありましたように行政代執行は最終的に中村知事が判断されるべきものであり、町長にとやかくいってもどうにもならないことをごさいますけれども、とにかくその反対をされている地権者13世帯の60名の方は同じ町民でございますので、事ある毎に必要な性、説得、その他していただければと思います。

次の防災行政無線についてお尋ねをいたします。先ほど防災行政無線は気象庁が発する気象関連情報等と連携しており震度5弱以上で鳴るということをごさいました。私の勉強不足で震度4以上で発信できるというふうに理解しておりましたので、なぜ、川棚町で鳴らなかったのかを聞きたいと思って聞いたところでございます。

今回ですね、地震情報に関しましては、6月23日全国的に緊急地震速報訓練が実施されるようございます。6月23日の午前10時15分頃からされる予定になっておりますけど、本町ではその計画はなされてないようございました。調べたところによりますと長崎県下はなかなかそれをされていることがなくて、福岡県とかそういった地区ではこの緊急地震速報の訓練を実施されるようですが、次回そういう訓練がある際には川棚町も参加していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。今あの議員からは6月23日来週ですか、そういった訓練がなされるということは実は私は承知をしておりません。担当課でもたぶん承知していないのではないかと思います。

したがいまして、もう今回は来週のことですとありますので、当然そういった対応はできませんが、次回そういった機会がありましたら検討してみたいと思います。以上でございます。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 この前の熊本地震の際にもですね、防災無線がどうして鳴らなかったのかという質問もありましたので、その旨を伝えさせていただきました。

次に、防災行政無線の個別受信機なんですが、放送が届かない地域またその山の谷、山の陰で聞こえずらいところに個別受信機を設置されているのは

存じ上げておるんですけれども、なかなか高齢者世帯、高齢者の単独世帯、見た目は健康そうなんです、補聴器を付けるには至らずちょっと耳が遠い方が、防災行政無線が聞きにくいということでよくいわれることがございます。そういう方に全世帯に配れと言うことではなくて独居世帯、高齢者の独居また、高齢者のみの世帯そういうところに限りまして、希望される世帯ございましたら、そこには積極的に設置できないかということで再質問させていただきます。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい、お答えします。先ほど答弁の中では、全世帯には財源上無理だということでお答えをいたしました。そして個別に希望があればそれは調査をし、そして地区の総代さん等と協議をしながら設置をしたいということで答弁をしておりますので、そういう考えをご理解いただきたいと思います。

**議**            **長** 波戸議員。

**8**   波  戸 そしたら個別受信機を希望をされる方は、総代さんを通して町に伝えるということでよろしいでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** お答えします。必ずしも総代さんを経由しなくても直接町に、担当職員に申し出ていただければ、町で調査をし、そして総代さんの意見などを聞いて設置するかしないかを判断いたします。以上でございます。

**8**   番  波  戸 終わります。

( 1 4 : 5 9 )

**議**            **長** 次に三岳昇議員。

**3**   番  三  岳 3番三岳です。私は新庁舎建設及び業務継続計画にどう取り組むかについて町長にお尋ねいたします。

この度の熊本地震によります被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに1日も早い復旧がなされますように心からお祈り申し上げたいと思います。

さて、熊本地震では庁舎が損壊し、使用できなくなったのは5自治体で、このうち益城町では役所機能を別の公共施設に移して、宇土市は市役所が損

壊し本庁舎は立ち入り禁止となり、市民体育館を仮設庁舎として業務が行われております。

また、本県においては庁舎の耐震化が遅れておりまして、本庁舎の耐震化は53.5%で、全国最低となっております。現行の耐震基準となった昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた県内の本庁舎は、本町を含め9市町と県となっております。

本町の庁舎建設については、これまでの一般質問に対して基金積立が出来ていない状況では、目標年度での建設は非常に厳しいと答弁をされており、また、2期目の任期中に方針を示すため新庁舎建設推進委員会を設置、検討されております。今回の熊本地震を教訓に防災拠点となる新庁舎建設を早急に決断し、財源については役場庁舎建設基金7億6千万円余りと、不足する分については起債借入により建設資金を捻出し、町長の本任期中に建設に着手する考えはないかお尋ねします。

また、東日本大震災後に内閣府が策定を求めています業務継続計画について、どのように取り組むかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 三岳議員の新庁舎建設及び業務継続計画の取り組みは、についてのご質問にお答えいたします。

まず、庁舎の建設についてのご質問であります。現在の本庁舎は昭和32年に建築されており、すでに59年を経過しようとしており、老朽化が進んでおり、当然のことながら耐震基準も満たされておられません。

議員のご質問にもありましたように、庁舎は災害時には防災の拠点としての機能を有しておらなければならず、早急に建て替える必要があることは十分認識をいたしております。

そこで、町長在任中にはなんとか新庁舎建設の目処を立てるよう、平成26年5月に庁舎建設推進委員会を設置し検討をさせてきているところであります。この建設推進委員会では当初、設置した当時第1回目の会議がもたれておりますが、庁舎建設基金が目標通り積立ができていないということから、建設に向けての具体的な協議が出来ない状況でありました。第2回目の会議が開催された折には、建設するための新たな手法が提案され、いろいろと協議がもたれたところであります。この新たな手法についてはまだ議員に

お示しすべき段階ではありませんが、他に手法がないか検討をさせているところでございます。

また今議員からは建設費用の財源については、役場庁舎建設基金7億6千万円と不足する分は起債の借入でとのご提言でありましたが、庁舎建設に係る起債は一般単独事業分で起債の充当率は75%でございます。

しかし、この起債の償還には交付税の措置がなく、この起債については民間等の資金、いわゆる縁故債であり、償還期限が10年以内であることから、現在の財政状況ではこれを採用することは非常に厳しいものと、このように考えております。

したがって、今庁舎建設推進委員会で検討中のものを含め、どのような手法があるか調査をさせ、年度内にはなんとか方針を示したいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、業務継続計画についてどう取り組むかの質問であります。大規模災害が発生した際、地方公共団体は災害対応の主体として重要な役割を担うこととなりますが、災害時において首長が不在であったり、庁舎や電気、通信機器の使用に制約を受ける場合でも一定の業務を適格に遂行するため、予め業務継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておく必要があるとこのようにされております。

しかしながら、市町村における業務継続計画の策定状況は、策定済みが全国で13%にとどまっており、県内においては3市のみが策定されている状況であります。今回の熊本地震の影響は本町でも震度4を経験しており、不測の事態を想定いたしますと、この計画の必要性は十分理解をしておりますので、情報を収集し策定に向けて取り組むことといたしております。以上答弁とさせていただきます。

**議 長** 三岳議員。

**3 番 三 岳** ただいまの答弁で縁故債という話が出ておりました10年で償還というふうに答弁されております。

ただ、このですね、前に示された建設費用ですね、それは10数億という話でさしてもらいますとですね、あと6億か7億足りないと、そしてこれまではその5千万ずつですね積み立てていくよと話があつておりました。昨年はそれが出来なかったと。

しかし今後ですね、これが5千万ずつ積み立てをしたとして、まあ仮に6億としますよね、そうしますと12年間は積み立てをしなければ建設費用が捻出できないと、まったく自己資金だけで建てると、基金で積み立てて建てるとしたときにはそういう形になろうかと思うんですが、今からその協議をされるという話だったんですけれども、そういったなかです、そんな10年以上も待たないといけないという判断はされておりますかね。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** お答えします。そういう答弁をいたしておりません。

今財政的な事情で三岳議員が提案されたような資金と不足分は起債でということによって建設をするという方法以外に、何かないかということを検討をいたしております。

実は、平成15年度の頃は庁舎建設を含めて約31億ほど基金がありましたが、現在では約20億しかありません。このなかで庁舎建設基金を全て使って、さらにまた起債を起こすとなりますと、財政指数が極めて悪くなりまして、川棚町の財政状況が大変な状況になると、こう私は思っております。

そこで、三岳議員が提案されましたような方法でなくして、他の方法はないかどうか、今縷々検討をしているところでございます。

したがって、熊本地震を私も身近に感じて、庁舎の建設は喫緊の課題ということで認識をしておりますので、ぜひこの任期中、あと2年ありますので、その中で方針を示して、そして着工の目処を立てたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

**議**            **長** 三岳議員。

**3 番 三 岳** 私が申し上げました基金と起債の方法じゃなくですね、先ほど新たな手法という答弁がされたんですが、今答弁された分はそのことに触れられたということですか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** お答えします。まだどういう方法があるのか、十分精査をしておりますので、今ここで議会にお話をする状況ではありませんが、今政府の方では地方自治体の官民連携協定を推進いたしております。いわゆるパ

ブリックプライベートパートナーシップ、俗にいうPPPの話であります。

こういったものを今参考にしながら、いろんな方法を模索しているところがあります。以上でございます。

**議 長** 三岳議員。

**3 番 三 岳** そういった新たな手法というのを、もし提案できるとすれば、時期的にはいつ頃になるんでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** 先ほど言いましたように、この庁舎建設は喫緊の課題だと認識をいたしておりますので、私の思いといたしましては、年内にそういった研究をして、そして、3月議会に提案します29年度の一般会計予算にその準備のための予算を計上したいと、こう考えておりまして、その方針をまとめるのは、だいたい年内、できれば年度内ということでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

これにつきましては、通常今まで使われた手法ではありませんので、議会のご理解をいただく必要がありますので、十分事前にご説明を申し上げ、理解をいただいて進めて行きたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

**議 長** 三岳議員。

**3 番 三 岳** 期待をいたしておきたいと思っております。そうしますとですね、時期的なもの、建設の時期というのはまだ定かでないと思っておりますが、後の方ですね、質問しております業務の継続計画ですね、これについてはですね、新庁舎が建設されるまでの間も含めてですね、非常に重要じゃないかと。先般の熊本地震におきましてはですね、本町が震度4ということで、たぶん防災計画によればですね、第1配備の状態ですかね、ということで実際に役場の揺れというのを、配備で出てこられた職員の方は体験をされたのかですね、そういったことが町長の方に報告があっているのかですね、お尋ねをしたいと思います。

**議 長** 町長。

**町 長** 総務課長から答弁をさせます。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** それではお答えをしたいと思います。4月14日この時は震

度3、そして16日の夜中このときは震度4でしたか。双方の地震が発生した時には、当然発生したすぐには職員も駆けつけられませんけれども、3の時も4の時もそれぞれの部署において職員は待機をして警戒に臨んだところでございます。双方とも深夜朝までかかりましたので、夜が明けるまで、14日の日は3名体制、16日の日は10数名の体制で待機をいたしております。以上でございます。

**議**            **長** 三岳議員。

**3 番 三 岳** 今のことを聞いたのはですね、実際にですよ今の庁舎におられて体験されてそのどういう、揺れがですねどのような状態だったのかは分かっているのかですね、たぶんですねうちの庁舎というのは、これまで答弁された中ではですね、耐震診断はされてないんですよ。ですからどの程度耐えるのかはその結局もう、震度5以上になったときには無理なのかですね、その辺も判断材料ですよ、建て替えを急ぐ急がないというのはですね、ですからそういうことが分かっておればお答えいただきたいと思いません。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい、お答えいたします。耐震診断をしておりませんし、また、もちろん先ほど言いましたように59年を経過をしておりますので、大きな地震がありますと倒壊する危険性は高いと思っております。

そういった中で、そういう状況でありますので、早急に建て替えをしたいと先ほど申し上げたわけでございます。そしてあの、川棚町の地域防災計画書に定める地震計画につきましては、実は最高震度6を設定して計画を定めております。ということはいろんな機関が調査をして、川棚町では最高震度6までだろうと、こう示されておりますので、おそらくそういった地震が来るかもしれない、という予測は常に持って勤務をいたしているわけでございます。三岳議員の質問には明確に答えることができませんが、そういう状況だけお知らせをいたしておきます。以上でございます。

**議**            **長** 三岳議員。

**3 番 三 岳** 先ほど町長が答弁された今年度末ですか、そういった段階で示されるということをご期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思いません。

**議 長** 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

( 1 5 : 1 8 )

**議 長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(…休 憩…)

( 1 5 : 3 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に日程第2、陳情第2号、石木ダム建設の中止を求める陳情を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。石木ダム対策調査特別委員長。

**石木ダム対策調査委員長** 石木ダム対策調査特別委員長の田口一信でございます。報告書を読み上げます。平成28年6月16日、川棚町議会議長初手安幸様、石木ダム対策調査特別委員会委員長田口一信。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第95条の規定により報告します。記、1. 受理番号陳情第2号、2. 付託年月日、平成28年3月9日、3. 件名「石木ダム建設中止を求める陳情」、4. 審査の結果、不採択とすべきものと決定、次のページに参ります。詳しい報告をいたします。

石木ダム対策調査特別委員会委員長報告、陳情第2号「石木ダム建設中止を求める陳情」について、石木ダム対策調査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。1. 件名「石木ダム建設中止を求める陳情」、2. 審査の経過、(1) 第1回委員会、日時、平成28年4月18日(月)、場所、第3委員会室、出席者委員全員、議長、事務局長、県石木ダム建設事務所長、同次長、同建設課長、ダム対策室長、係長、概要、陳情書の内容に関連する事項について、県から説明を受けた。(2) 第2回委員会、日時、平成28年5月11日(水)、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、概要、陳情書の内容及び県の説明について、検討した。

(3) 第3回委員会、日時、平成28年6月2日(木)、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、概要、陳情書の取り扱いについて、討論し、採決した。(4) 第4回委員会、日時、平成28年6月14日

(火)、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、概要、委員会報告をまとめた。

3. 陳情書の内容についての見解でございます。県の説明に照らしつつ、陳情書の内容を検討した結果、次のようなことが分かった。

まず最初、ボーリング調査・地盤についてです。

①ダム予定位置のボーリング調査は、87箇所行った。

②古い調査は、ボーリング技術が現在の技術と比べると未熟だったという要素がある。白紙評価をしているところは、新しい調査結果により評価を行っているという意味である。

③通常、ダム基礎岩盤の強度は、強い方から、A、B、CH、CM、CL及びDの6段階に分類している。このうち、石木ダム底には、CHないしCMが分布しており、主体であるCMでも十分ダム底の岩盤として使える。

④石木ダム底の岩盤は、コンクリートの骨材に使われるような安山岩で、十分な強度がある。

次に、ダム本体の構造についてということでございますが。

①ダム本体は、岩盤を最大12メートル掘り下げて、しっかりした岩盤の上に大きなコンクリートの塊（コンクリートダム）を築造する形となっている。

②このダム本体にかかる力は、主に上流にたまる水がダムを押し力（それは、水の量ではなくて、水の深さが関係する）であり、その力に対抗する力は、ダム本体の重さと岩盤との摩擦力（それは、内部摩擦係数にダム本体の重さを掛けたもの）などである。

③仮に水の力が勝れば、ダムが傾くか、下流にずれるか、の現象が生じることになる。それを防ぐために、通常余裕を持った設計を行うが、ダムの安全率は4以上に設定することになっており、他の公共構造物に比べても高く設定している。

④一般に、岩盤にはクラック（亀裂）が入っていることがあり、そこから貯水池の水が漏れることが考えられるので、岩盤には、セメントミルクを注入してクラックを塞ぐ工法をとる。

⑤左岸側の盛土部は、粘土質の材料を締め固めて水を通しにくい構造になっている。

⑥コンクリートダムのため計は、ダム完成後のダム本体の基礎に対する変形量を測定するため、ダム本体内部につるす形で設置する。さらに、基礎の変形量を測定するために、基礎岩盤を削孔して、穴を開けてですね、たわみ計を設置する。

⑦コンクリートダムは、ダム本体底部に作る監査廊という空間からボーリングをして、揚圧力（上向きの水圧）を抜くことにしている。

次に、陳情書の内容の問題点です。

①ボーリング調査の結果について、白紙評価がある、あるいはCMがあるから不安全という指摘は、適切ではない。

②「計器類がつけられないから不安全」という言い方は、論理性がない。

③計器類は本体内部や基礎内部に設置される。

④鬼怒川の決壊、早岐の水害、太田川の地すべり、嘉瀬川ダムの例及びフランスの例は、石木ダムの強度の問題とは全く関係がない。

以上により6月2日に討論をしたわけですが、討論の要旨をまとめて書いております。

#### 4、討論の要旨。

○石木ダムの基礎地盤の安全性については、これまでの地質調査などを踏まえ、専門家などの協力を得て総合的な解析評価を行い、ダム建設に支障がないと確認されている。陳情書は石木ダム建設中止を求めているので、不採択とすべきである。

○県の説明により、地盤についてもダム本体の構造についても問題がないということが確認できたので、不採択とすべきである。

○石木ダム建設事業は県と佐世保市が起業者となって進められており、町は事業を中止することについての権限はない。また、県の説明では、陳情書の指摘事項についてはすでに調査済で、ボーリング調査の結果を基に専門家の協力を得て総合的な解析が行われ、安全性についても十分確認できているということであった。したがってこの陳情書は不採択とすべきである。

○ダム特独自の専門的調査は不可能に近いものと思われ、県の説明を受け参考にしたが、ボーリング調査の白紙評価については新たな技術で再調査していること、岩盤はCM級でも十分基礎岩盤になり得ること、観測機器はダムの天端からつるす形で設置すること、さらに基礎の変形量を測定するた

わみ計も設置することで、問題はないとのことだった。石木ダム建設は、地質調査をはじめあらゆる面で検討されたうえでの設計であり、陳情者の言うように安全性が欠けているとは言えないものと判断するので、不採択とすべきである。

○県は、地質調査を行い、十分に検討を重ね、慎重に取り組んでいる。石木ダム底の主体であるCM岩盤でも十分にダム底の岩盤として使えるという説明を受けており、安全性は十分に確保できていると判断するので、不採択とすべきである。

5. 採決の結果、採決した結果、全会一致で、不採択と決定した。以上で報告を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから石木ダム対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員。

**4 番久保田** まず最初にですね、陳情者からこれだけの資料が提出されたときに、ダム特委員会の人たちは十分にこれで見られたと思いますが、こういうのをなぜ、他の議員にも配布されなかったのかということをお尋ねします。

そしてですね、この○についてずっとお尋ねしていきます。④セメントミルクを注入してクラックを防ぐ工法を取るとあります。平成16年から21年のボーリングのコアで、不良評価岩盤CH, 柔らかい不適評、岩盤CM, こういうのがですね、16年から21年、19地点の分析表で出てきたと思いますが、R23、24、25、26、27、28、29とTB1、これには、岩盤CHがない岩盤CMばかりとあります。それからCの43、48、49、50、51、53、54、56、57、58、59これは岩盤のCHが30センチたらずから深くても5メートルたらずとなっていると思います。

そしたらですね、先ほど三岳議員の時に町長の答弁で川棚町の最高震度6まで来るかもしれないと言われました。これで本当にもつのかですね、この岩盤が30センチ、先にこのミルクセメントを注入したとしても糠に釘みたいに、どこまで注入してもとどまるところがないんじゃないかと私は心配しますが、それでも十分と言えるんでしょうか、お尋ねします。

**議** **長** 特別委員長。

**石木ダム対策調査特別委員長** まず1点目のこの資料ですが、なぜ議員に配らなかったのかということですが、私どもダム特委員会が付託を受けたんです。付託審査をして、審査の結果はただいま申し上げたとおりの報告をいたしましたので、資料を議員の皆さん方に配るまでもないと思ひまして、配りませんでした。ただ今の報告で十分だと私どもは判断をいたしております。

それから、今ご指摘されましたが、CMでもですね、十分ダム底の岩盤として使えるという県側の技術的な判断でありますので、今言われているのはCHがどうのこうの言われましたが、安全性は十分にありと認識でおることでございます。

震度6との関係はどうなるかですが、安全率を4というふうに設定してあるということで十分に安全であるというふうに理解されます。

**議** **長** 久保田議員。

**4番久保田** それではですね、ダム基礎岩盤の強度は強い方からA、B、CH、CMというふうになってますね、そしたらダムの岩盤が、A、Bの場合は基礎岩盤として良好というふうになっております。その場合、セメントミルクを注入した場合とその費用は高くなると思うんですけども予算は、岩盤にそれだけ強い岩盤に基礎を打つのと、セメントミルクを注入した場合、私はセメントミルクを注入すれば、予算は3倍に跳ね上がると聞いておりますが、このところは調査されましたか。

**議** **長** 特別委員長。

**石木ダム対策調査特別委員長** 先ほど説明をいたしましたようにCMでも石木ダム岩盤として十分な、この安山岩で十分な強度があるという説明でございました。セメントミルクの点ですが、それでもですね、岩盤には細かいクラックがあるわけですね、細かいクラックから水がもれるということが考えられるので、そのクラックにセメントを注入してですね、カーテンみたいな形で水をふさぐものを石木ダムの堤の下の岩盤にそういったカーテンみたいなものを作り上げるという説明でございます。それについての費用が膨大にかかるというような説明は特にありませんでした。

**議** **長** はい、三回目ですね。久保田議員。

**4番久保田** 先ほどですね、その白紙評価の箇所、これはですね、ダムの

左側の盛り土部分に13箇所と右側の、左側3列13箇所と、右側に1列3箇所が白紙評価となっています。

その白紙評価になった理由として県は、今回開示いたします公文書につきましては下記の標準の、白紙評価の所は、採取状況が悪く地質の評価が出来なかったであると書いてあるんですね。

先ほど読まれた討論の要旨の中で、町は事業を中止する事についての権限はないとありますが、この左側、右側の一番弱い基盤が決壊して土石流が下の小学校や住んでいらっしゃる人たちの所を流れて行って人命を危機にさらしたり、財産とか命に関わる問題が起きた場合でも、私たちは事業を中止するについての権限はないと断言していいのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 特別委員長。

**石木ダム対策調査特別委員長** 白紙評価の部分についてはですね、新しいボーリングした結果によって評価をしてるので、前の調査のは評価する必要がないので白紙評価としていると説明を聞いております。

左岸部は盛り土部については先ほど説明がありましたが、ダム本体構造の⑤ですけれども盛り土部は粘土質の材料を締め固めて水を通しにくい構造にしております。

なお、この盛り土部と書いてですね、ダムと書いてないのはですね、ダムと言うほどの高さはないから盛り土部と書いてあるわけがございますので、そこが決壊して壊れるということはまず考えられてない訳でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 三岳議員。

**3 番 三 岳** 3番三岳です。この陳情書自体ですね、陳情者の方をですよ、委員会に呼ばれて話をされたのかその点とですね、記載されていないのでたぶん呼ばれてないのかなと思いますが、呼ばれなかった理由と伺いますかね。

それと3にですね、陳情書内容の問題点というのは、ボーリング調査云々がずっとあるんですよ、4項目ですね、これはダム特の見解なんですか。それとも県の判断ですか。そこをお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 特別委員長。

**石木ダム対策調査特別委員長** まず、陳情者を呼んで聞いたかどうかについて

では、これは結論としては呼んでおりません。理由としてはですね、陳情書に指摘されている事項は、要するにダムの強度などに関する技術的な事項でありますので、その技術的な事項は県の専門家の方から技術的なヒアリングをすれば足りると思って、陳情者の方はお呼びしませんでした。

今ご指摘の陳情書の内容の問題点についてはですね、1, 2, 3, 4, と書いてますが、これは陳情書を読んだ私どもの判断です。ダム特の判断です。県の説明を聞いてその説明に照らして、私どもが陳情書を読んだ結果の判断でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 三岳議員。

**3 番 三 岳** 3番三岳です。ということはですよ、これは県の見解、判断という事をここに載せられたと、捉え方でいいんですか、違うんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 特別委員長。

**石木ダム対策調査特別委員長** 安全性というその技術的、そのものについてはですね、県の説明を聞き、私どもも納得したので、そういう私どもが理解したものを書いておるということでございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑ありませんか。よろしいですね。質疑なしと認め、これで石木ダム対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから陳情第2号「石木ダム建設中止を求める陳情」に対し討論を行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに反対者の発言を許します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員。

**4 番 久 保 田** 陳情第2号「石木ダム建設中止を求める陳情」についての賛成討論、委員長の報告に対する反対討論を行います。石木ダム建設予定地のボーリングと柱状図を精査した結果、石木ダム建設予定地は安全安心できない危ない地盤ということが分かります。昭和47年から49年に42地点でボーリングの地質調査が行われ、16地点がごろごろとした石ばかりの白紙評価でした。長崎県河川課はその理由としてボーリングコアの採取状況が悪く地質の調査が出来ないためという返事でした。

その後、最近では平成16年から21年に31地点でボーリング調査が行われ19地点が不良評価と不適評価の柔らかい地質と岩盤が短いということが分かりました。全体で87地点ボーリングを行っていますが、約半分の4

1 地点の地質は不良、不適評価でした。

これから言えることは最近のボーリング調査の結果からも、不動岩盤ではないので絶対安全とはいえないということです。

4月14日、16日の熊本地震により熊本市は大変な災害を受けました。川棚町でも地震が起きれば石木ダムが崩壊する危険性をもっています。それは石木ダム建設予定地の岩盤の左側の盛り土部分に、先ほどの白紙評価16地点が集中しており地滑りが起きる危険性があるからです。仮に地震や大雨などの天災が起きれば、石木ダム建設予定地は不動岩盤ではないので、ダムに対して揚圧力の浮力が働き水の圧力によって、盛り土の一部から地滑りが起きる危険性があります。石木ダム建設予定地の下流には石木小学校や住宅があり、ひとたび地滑りが起きれば、土石流となって人命や財産が一瞬のうちに失われるでしょう。川棚町の町民の安全を担保できない石木ダム建設は中止すべきとして、委員長報告に反対いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に。

(傍聴者拍手あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 傍聴席は静粛に願います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に賛成者の発言を許します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 2 番 福 田** 陳情第2号石木ダム建設中止を求める陳情について、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の立場で、賛成討論を行います。賛成の理由としてまず、3月の定例会以降、継続審査の中で委員会を4回開催し慎重に調査されております。その中で報告書にもあります地盤の強度や対策について、高度の専門的なデータ等において指摘されているような不適切なデータではなかったこと、また、ダム建設において想定される懸念事項に対する予防対策も講じておることなどをふまえ、安全性に問題はないと考えます。

そして私なりに他のダム建設の資料などを勉強させていただいた上で、日進月歩の建設技術の発達するなかで、信頼出来るダム建設が行われることを確信いたしました。その上で付け加えるならば、石木ダム建設の事業が長崎県と佐世保市が事業主体であり、ダム中止を論じる立場にはありませんが、防災の視点から一部恩恵を受ける本町としてもダムは必要と考えます。

最後に反対されている13世帯のことを思うと、ふるさとを守りたいという心情を思いますと、同じ町民として心苦しさを感ずますが、町民の安全安心のため、どうかご理解とご協力をひたすらお願いするしかありません。以上委員長の報告とおり不採択に賛成いたします。

**議**            **長**   ここで時間延長をいたします。

(15:57)

**議**            **長**   次に反対者の発言はありませんか。よろしいですね、賛成者の発言もよろしいですか。

討論なしと認めこれで討論を終わります。これから陳情第2号「石木ダム建設中止を求める陳情」の採決を行います。この裁決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものと決定です。陳情第2号「石木ダム建設中止を求める陳情」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長**   起立少数です。したがって陳情第2号「石木ダム建設中止を求める陳情」は不採択とすることに決定をいたしました。

(15:58)

**議**            **長**   次に日程第3、「議会だより編集特別委員会報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。議会だより編集特別委員長。

**議会だより編集特別委員長**   議会だより編集特別委員長の小谷龍一郎です。委員長報告を読み上げることによって報告といたします。

平成28年6月19日、川棚町議会議長初手安幸様、議会だより編集特別委員会委員長小谷龍一郎。

委員会視察調査報告書、本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。記、1. 調査期間、平成28年5月26日、27日、2. 調査場所、福岡県三井郡大刀洗町、宮崎県西臼杵郡高千穂町、3. 出席者、

議会だより編集特別委員会委員全員、副議長、事務局書記、4. 調査の目的、議会だよりを通じた町民への情報発信について見識を深めるため、5. 調査の概要、別紙のとおり。

調査の概要、1. 福岡県三井郡大刀洗町（1）期日、平成28年5月26日、（2）調査内容、議会だより編集について、一般質問の原稿は質問者が950文字以内で作成し、その後編集委員で校正を加える。写真等は質問者が提出する。（一人1ページの割当）、一般質問のページで、「議員のつぶやき」と題して、議員の思いや本音を語る形で掲載している。（50文字以内）、写真や表、見出し、記事、余白などの割合を工夫している。動きのある写真を掲載するよう心がけている。「議会広報が議会改革の先頭に立つ」との意気込みを持って編集をしている。とじ穴を廃止している。特記事項、「議会モニター」を制度化し、各校区2名ずつモニターを選任して、本会議や委員会などの傍聴してもらい、意見や感想を求めている。一般質問の「追跡調査」を基本条例の中で制度化し、毎回議会だよりに掲載している。フェイスブックの活用により、議会に関する情報発信を行っている。常任委員会として取り組まれている。

2. 宮崎県西臼杵郡高千穂町、（1）期日、平成28年5月27日、（2）調査内容、議会だより編集について、方言を使い親しみやすい説明表記をしている。一般質問については、質問者が原稿を書き、編集委員で議事録を元にチェックするという方法で編集している。記事や写真が、特定の議員の宣伝媒体にならないよう留意している。各ページに担当者を割り当てている。読みやすくするために1行11文字から10文字に変更している。紙面のレイアウトを、記事4：見出し2：写真2：余白2の割合で編集している。写真で5～6割の内容がわかるようにしている。議会のすべてを記事にするのではなく、重要で伝えなければならないものを掲載している。特記事項、議会だよりの編集時に毎回デザイナーのアドバイスを受けている。フェイスブックの活用により、議会に関する情報発信を行っている。常任委員会として取り組まれている。

3. 調査結果のまとめ、大刀洗町議会及び高千穂町議会とも、それぞれ積極的に議会広報誌の編集に取り組まれており、読みやすく親しみやすい誌面づくりに努力されていた。

新しい検討課題として「追跡調査」や「議会モニター」などの制度化を研究し、議会だより編集を通して議会の活性化に向けても取り組みたい。

今回の視察研修で学んで来たものの中から、「議員のつぶやき」やレイアウトの工夫など、すぐにでも取り入れられるものは素早く取り組み、より親しみやすい議会だよりの発行に努めていきたい。

今後も、町民の方々と議会をつなぐ重要な役割として、積極的に情報発信を行い、一人でも多くの方に読んでもらえるような誌面づくりに励んでいくこととする。以上です。

**議 長** これから委員長の報告対し質疑を行います。福田議員。

**1 2 番 福 田** 1 ページ目にあります、大刀洗町の分の編集についての 2 項目ですか、議員のつぶやきというコーナーがあるみたいですが、これには 50 文字以内とありますが、この議員のつぶやきを掲載する目的とつぶやきの内容についての規定といますか指針があるのか、お聞きしたい。

**議 長** 委員長。

**議会だより編集特別委員長** ご質問にありました議員のつぶやきの分ですが、規定はないということで聞いております。内容につきましては一般質問で言い残した部分やその後ちゃんと検討されてもらえたらなあというふうな議員の本当の心のつぶやきですね、そういうものを掲載されているということで聞いてきております。

**議 長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。質疑なしと認め報告済みといたします。

( 1 6 : 0 5 )

**議 長** 次に日程第 4、「議会広報広聴特別委委員会中間報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。議会広報広聴特別委員長。

**議会広報広聴特別委員長** それでは、議会広報広聴特別委員会中間報告を行います。この中間報告につきましてはすでに文書により議長宛報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成 2 8 年 6 月 1 7 日、川棚町議会議長初手安幸様、議会広報広聴特別委員会委員長村井達己、議会広報広聴特別委員会中間報告書、本委員会の所管

事務調査事件について、川棚町議会会議規則第47条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

議会広報広聴特別委員会委員長中間報告、1. 件名、議会報告会に関する  
こと、2. 経過と概要。

(1) 第1回委員会、日時、平成28年4月22日(金)、場所、第1委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、内容、議会報告会に関する  
こと。

(2) 第2回委員会、日時、平成28年5月11日(水) 場所、第1委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、内容、議会報告会に関する  
こと。

(3) 議会報告会、日時、平成28年5月16日(月) 場所①中山公民館、参加者23名、出席者、山口、高以良、堀池、波戸、小田、久保田、議長、内容、別添資料参照、場所②三越公民館、参加者35名、出席者、田口、三岳、毛利、小谷、村井、議長、内容、別添資料参照、日時、平成28年5月19日(木)、場所③上百津公民館、参加者23名、出席者、山口、久保田、堀池、波戸、小田、福田、議長、内容、別添資料参照、場所④野口公民館、参加者13名、出席者、田口、三岳、毛利、小谷、高以良、村井、議長、内容、別添資料参照、

(4) 第3回委員会、日時、平成28年5月24日(火)、場所、第1委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、内容、議会報告会の反省と取りまとめ。

3. まとめ、議会報告会は今回で5回目となり、4会場での開催となった。町民への日時、会場等の周知については前回の反省点も踏まえ、防災無線での2回の呼びかけをはじめ、全地区への文書回覧、開催会場4地区と城山地区には総代の理解、協力を得ながら戸別ビラ配布などを行った。結果、前回より30名増の参加者があり、周知については一定の効果が見られたが、女性や若者の参加が少ないことが今後の課題でもある。

内容としては、28年度予算や議会のしくみ等を簡単に説明し、多くの時間を町民との意見交換に当てた。参加者からの質問や意見は、生活に密着した意見や地元からの要望が主なものであったが、農水産業対策や交通弱者対策へのさらなる取り組みのほか、基幹農道、東彼杵道路の早期完成を望む声

も多くあった。また、個人情報保護法制定以降、情報の開示、共有ができないことで自治会活動にも支障をきたし、地域コミュニケーションの希薄化が進んでいる現状や町の活性化、人口減少、少子高齢化など本町の将来に対する不安や意見も聞かれた。

議会としてもこのような意見を真摯に受け止め、調査研究、検討し行政等に反映させながら、活力ある町の発展に資するための努力がさらに必要である。

また行政、議会、町民それぞれの立場で協力し、協働の町づくりをこれまで以上に推進していくことが望まれる。なお、議会報告会でのアンケート結果や内容等については、その都度議会だより等で報告する。

なお、資料といたしまして、4会場で報告会を行いました、主な質疑答弁について、個々に掲載をしておりますが、読み上げることを割愛させていただき、委員長報告の中間報告とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから委員長の報告に対し質疑を行います。よろしいですね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め報告済みといたします。

( 1 6 : 1 2 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第5「議員派遣の件」を議題といたします。お諮りします。本件は川棚町議会会議規則第127条の規定によってお手元に配布しました別紙のとおり議員派遣をしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件はお手元に配布いたしました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日その内容に変更があった場合は議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって後日その内容に変更があった場合は議長に一任することに決定をいたしました。

( 1 6 : 1 2 )

**議** 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議** 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年6月川棚町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 6 : 1 3 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 山口隆

会議録署名議員 田口一信